

〈共同研究報告〉

祭場の赤い天蓋と白い天幕

——沖繩久高島の年中祭祀祭場にみる琉球王国祭祀祭場舗設の影

伊 従 勉

はじめに

沖繩本島東方海上の久高島は、琉球王国第一（二四〇六一—四六九）・第二（一四七〇—一八七九）尚王朝の国家祭祀上重要な意義を持つ島であった。五穀の種が、琉球では初めて渡来した地とする国家的な神話がこの島に仮託されていたことと、<sup>(1)</sup> 東方海上他界ニライ・カナイに最も近い島として、儀礼上、この島に渡ることがニライ・カナイに渡海することと同義であり、島に渡り王国神女の靈力を更新する地でもあったからである。<sup>(2)</sup> かつては二月の麦穂祭に国王が隔年で自ら行幸した島であり、<sup>(3)</sup> 王国の最高神女聞得大君が主要な祭祀を直接司祭した<sup>(4)</sup>

聖なる島であった。

かつて存在した久高島の聞得大君御殿が撤去された一六七七年は、聞得大君の就任儀礼「御新下り」が対岸の知念半島の齋場御嶽で行われた年である。因みにこの年は、大君の就任儀礼が齋場御嶽で実施されたことが文献記録上遡及できる上限なのであるが、その時まで、久高島の主要祭祀は大君の直接的な司祭のもとに行われていた、と考えられる「伊従一九九三」。従って、王国の祭祀官吏・儀典官が王府神職の渡島には随行したであろうから、首里の王府儀礼の慣行、祭場舗設の仕様が、島の年中祭祀へ直接影響したはずである。本稿は、現行の

久高島の年中祭祀のなかにその痕跡を探索する試みの一端である。

現在でも久高島は沖繩でも最も神祭りの多い島<sup>(5)</sup>、またはこうも言えるが、伝統的な年中祭祀（の論理）を最も維持している島である。島は十二年に一度行われるイザイホーという一定年齢を迎えた島生まれの女性の神人加入儀礼でも知られるが、これは、女性の年齢階梯的な社会共同体組織への加入儀礼でもある。男性の側についても、イザイホーのある年の八月に、一人前の構成員（十五歳以上の正人<sup>しょうじん</sup>）への加入儀礼（名付け・ナージキ）がある。神人の後継者不足にも拘らず、年中祭祀が比較的忠実に

維持されてきたのは、イザイホーを含めた年中祭祀が島の社会組織の通過儀礼・神話伝説の伝承手段・農事暦・漁業暦の更新儀礼、そして島民の健康祈願を兼ねていたからである。

### 1 『琉球国由来記』(一七一三年)に見る

#### 久高島聖地と年中祭祀祭場

一七一三年に王府により編集された、王城祭祀と王国内全村落の公儀祈願所(王国の安泰を祈願する場所)と年中祭祀場の総覧である『琉球国由来記』(以下「由来記」と略記)に登場する久高島の聖地と御嶽(巻十三)は次に示すとおりである。

聖地(「公儀祈願所」)…(a) 伊敷泊(五穀種子渡来の地)、(b) コバウノ森(蒲葵之森)、(c) 中森ノ嶽

年中祭祀所…久高巫火神、外間巫火神<sup>(6)</sup>

但し、「御祭之時、殿ニテ御唄」とあるから、祭場としての「殿(とうん)」も「存在した」らしいが、この殿は、両巫殿内(王国時代の巫の官舎)の祭場なの

か、現在の中心的な集落内祭場である外間根所タモト庭(みや)と御殿庭(うどんみや)なのかは不明である。また、現在御殿庭にある「神アサギ」が、当時、既に島に存在したかどうかについては、『由来記』は言及していない。

### 2 久高島の聖地と年中祭祀祭場

(図1、図2)

今日の久高島には、年中祭祀にかかわる聖地として、ユチンザナシ、アンブシ山、アグル嶽、蒲葵森(フボー御嶽)、中森、伊敷浜、フンデイ森、ウブンデイ山、腰当森(ふさていむい)、ハンジャン山、アカラ嶽、スベー嶽がある(図1)。このうち伊敷浜は、五穀の渡来伝説のある浜辺で、それ以外は沖繩で御嶽と総称される聖地である。これらの御嶽には、島の女性がイザイホーの際に祖母から継承する先祖の霊(タマガエヌウプテイシジ)がやすらっている。中でも蒲葵森をウプテイシジの御嶽とする女性が最も多い。主要な祭祀の祭場

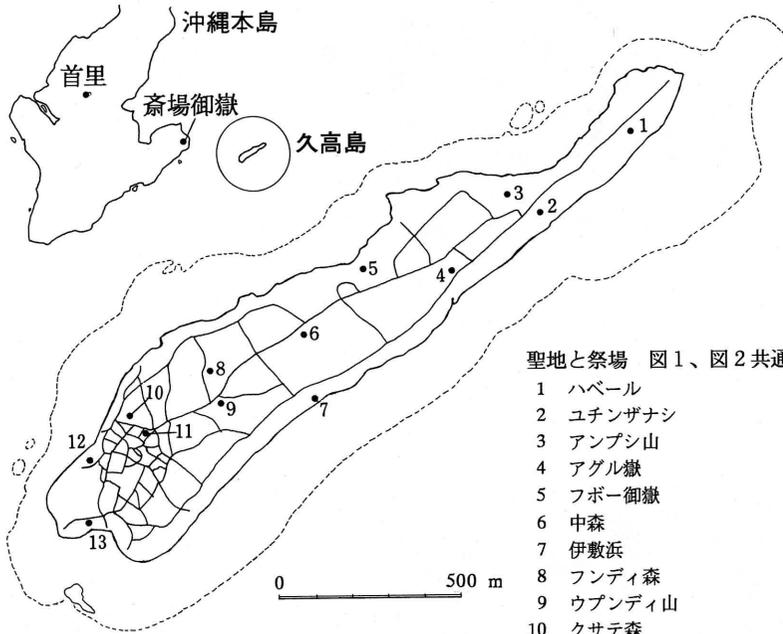
にもなる。最後のスベー嶽は、島に三人いるクニガミ(王国時代の公儀神職)…外間巫・久高巫・根神)の始祖霊の聖地である。

島の次元での年中祭祀の集落内祭場としては、久高ノロ殿内、外間ノロ殿内、外間根所拝殿およびタモト庭、そして御殿庭が存在する(図2)。他に、親族次元の始祖を祀るムトウヤ(元家)が二十八軒あり、うち二十軒には、海上他界のニライ・カナイから四九月のハンザナシー祭祀に訪れるアカハンザナシーと総称される来訪神が祭られている[比嘉一九九三下…一四二二。これらのムトウヤの家系からは、アカハンザナシーの神職が世襲制で選ばれている。次に、祭場の日常的な様態に簡単に言及しておこう。

### 3 集落内の祭場の日常的様態

久高島の集落内の祭場は、御殿庭を除いて、すべて家屋内の祭祀専用座敷と庭先の一对の空間から構成される。外間・久高巫殿内と外間根所の三箇所である。日常時に

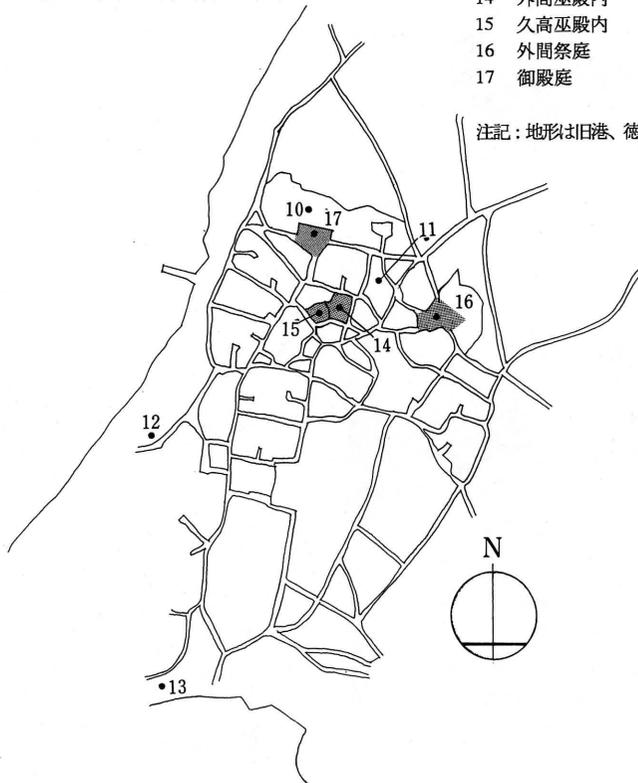
図1 久高島全島図 (点線は珊瑚礁を示す)



聖地と祭場 図1、図2 共通凡例

- 1 ハベール
- 2 ユチンザナシ
- 3 アンブシ山
- 4 アグル嶽
- 5 フボー御嶽
- 6 中森
- 7 伊敷浜
- 8 フンディ森
- 9 ウブンディ山
- 10 クサテ森
- 11 ハンジャナ山
- 12 アカラ嶽
- 13 スベー嶽
- 14 外間巫殿内
- 15 久高巫殿内
- 16 外間祭庭
- 17 御殿庭

図2 字久高 集落地図



注記：地形は旧港、徳仁港の港湾改修以前の状態を示す。

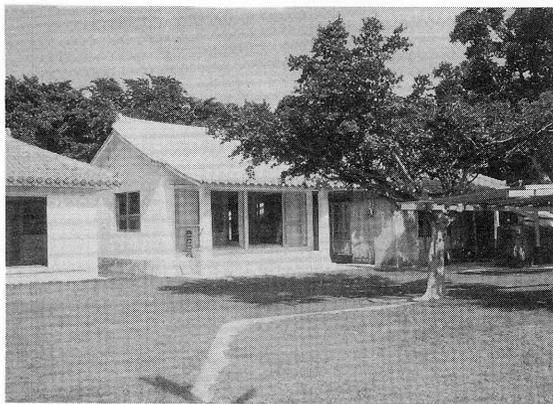


図3 外間拝殿とタモトミヤ 拝殿(中央)、根所母屋(右)、西威王アサギ(左)タモトミヤ(右) 1992年

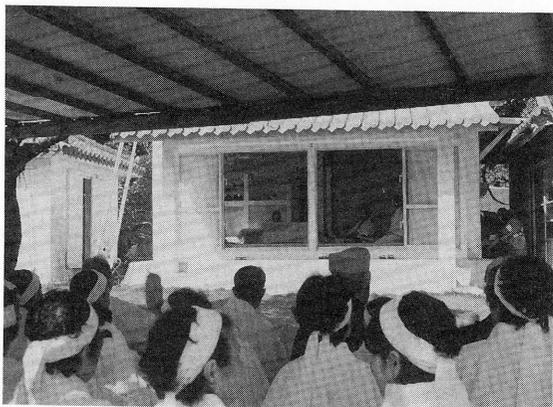


図4 祭祀時の外間祭庭 外間拝殿内部にアカヤミョーブが張られ、手前タモトミヤにはミョーイが張られる。四月ハンザナシ 第四日ムリーパー 1993年

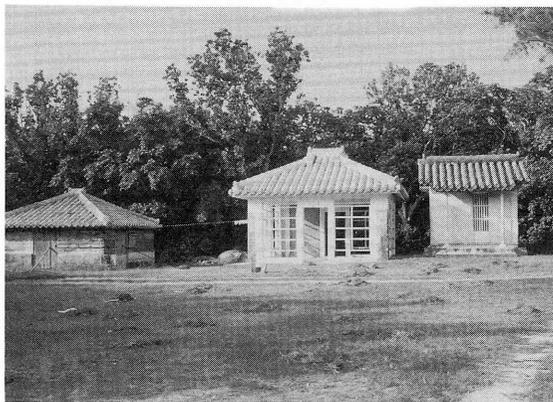


図5 御殿庭 神アサギ(中央)、バイカンヤ(イラブ 鱧燻製小屋) 白樽拝殿(右) 1992年

は、家屋の庭先は何もない庭でしかないが(図3)、祭祀の折に「殿」となり「庭」となる(図4)。この庭のみで成り立つ祭場が「御殿庭」(図5)である。庭の北辺中央に神アサギという四周吹き放ちの祭祀小屋が立ち、祭祀の時に女性神職の座となる(図6)。

家屋内の祭場には、基本的に火神・トウパシリ・床神の三者を祀る香炉を置いた三

種の祭壇が存在する。この三者構成は一般家庭にも当て嵌るが、集落次元の祭場、両巫殿内、外間根所の場合、当該家庭の台所の火神(竈神)や主婦のトウパシリ(香炉)とは区別されて、集落祭祀専用の火神とトウパシリが祭祀専用座敷に設けられている(図7)。区別された火神とトウパシリは、夫々「国火神」「ウブグイ」と呼ばれる(図8)。礼拝は、火神(竈神)・トウ

パシリ・床神の順で行なわれる。沖繩の他の地域と比較して言えることは、久高島の家屋内の祭壇の特徴は、各家庭から巫殿内に至るまで、一貫して女の香炉(トウパシリ)と火神(台所)が並存して、主婦の祈願の対象になっていることである<sup>(8)</sup>。

本稿では、祭祀状況下における祭場の舗設について考察するのが主題であるから、祭場の日常態における王府の影響について

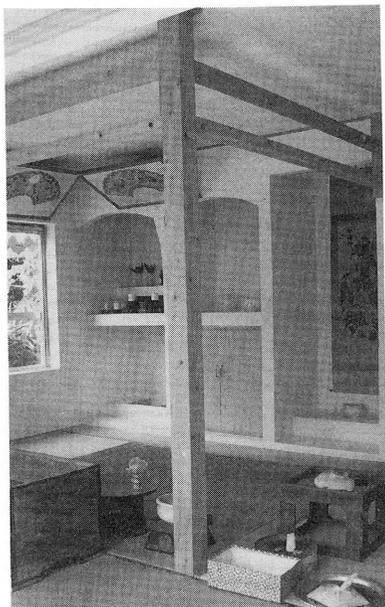


図8 外間拝殿一番座内観 右奥より、床、聖地遙拝の香炉、神職祖霊の香炉（下部、火神）、手前柱の陰にミウブグイミンナカの大香炉



図6 マツティ時の御殿庭 神アサギの中に「敷きタモト」を置き座す神職達。左側男性神職、白檜拝殿前に居神。図15参照



図7b 外間巫殿内ウブグイ香炉 一番座（東南隅の香炉の祭壇）。一般家庭にはトッパシリ香炉が同じ位置に祭壇なしで畳の上に置かれる



図7a 外間巫殿内一番座国火神 台所の竈神から分けられた一番座床脇の火神祭壇

は、稿を改めて論ずることにしたい。次に祭祀の状況にある祭場の様子を見ていこう。

#### 4 祭祀の状況下の祭場

祭場の本態は、祭祀のために設営される場所ということにある。沖繩では、特にこのことを強調しなければならない。というのは、平常時には祭場にはなにも存在しない場合が多いからである。その意味で、祭場とは「現象する場」である。年中祭祀の際の個々の祭場の様子を検討しなければ、祭場の考察は的を射たものとはならない。しかも、その時の祭場の物理的な様態と祭祀の表現する世界とは、ずれている場合がある。後者の表現的次元を理解するためには、祭祀歌謡を参照することが不可避となる。以下、久高島を中心に、主要祭祀の祭場設営とそれに関わる祭祀歌謡を検討して行く。

#### 4-1 七マッティ(七大まつり)

久高島で「七マッティ」と呼ばれる祭祀

がある(以下、暦は旧暦)。どれも外間根所(外間の殿)と御殿庭で儀礼を繰り返す祭祀である。それらは以下の通り。一月ソージマッティ(麦穂祭)、三月マッティ(麦大祭)、五月ソージマッティ(粟穂祭)、六月マッティ(粟大祭・ミルクグワッティ)、七月ウプマーミキ(大漁祈願)、八月マッティ・十五夜(8/10-15)、十月マーミキグワ(大漁祈願)である。後に述べる祭場使用と舗設の類似性から、正月(旧正月)、四九月ハンザナシーを加えておこう。

本稿は、祭祀の具体的な内容には詳しく言及できないが、次のことは断っておこう。マッティ(「まつり」の意)の語尾のついた年中祭祀は、王国時代からの五穀に関する「公儀祭祀」である。儀礼は久高・外間両巫・根神(各一人、女性)、お付きの神女「ウメーギ」三名、久高・外間根人(男性)の合計八人(総称して「クニガミ」と呼ばれる)以下の参加資格のある全女性と男神が出席して、巫の司祭で行われる。稲作の不可能の久高島では、かつての栽培作物は

麦と粟であったから、一三月の麦穂・麦大祭、五六月の粟穂・粟大祭、そして他の地方の八月「柴差」祭祀にあたる八月マッティが、公儀祭祀である。穂祭をソージマッティ(精進まつり)、収穫祭をマッティと呼ぶ。七月ウプマーミキ(大神酒の意)と十月マーミキグワ(小神酒)は、島の男性神職の長ともいべきソールイガナシ(二年交代で二人選出される島の漁労祭祀の長、ハベール森の竜宮の神タティマンノワカラを祀る)が主催し巫が司祭する大漁祈願祭祀で、島のローカルな祭祀(『由来記』の用語で言う「島中祭祀」)である。四九月ハンザナシーの遠来神(アガリウプヌシを始めとするニライ・カナイの神々)を島に迎える祭祀も、アガリウプヌシという神職(久高巫が兼ねていたが、死去により現在空位)が司祭する島中祭祀である。

祭祀を管轄した王府の側からすれば、徴税手段の五穀の農事曆祭祀が公儀祭祀であり、全国津々浦々の村の有力者(根所)の家に祭場を設けさせて、儀礼を一律に執り

行うというのが、『由来記』巻一に「於諸間切根所設席、各巫座シテ、以有祭祀」(「王城公事」二月「麦穂祭」、三月「麦大祭」、五月「稲粟穂祭」、六月「稲粟大祭」の条)とあることの実態である。「伊従、一九八七a」。その祭場を、王府は「殿」と呼んでいた。その時祭場に設けられる神職の座については、王宮の北殿(西之殿)に設けられる稲穂・稲大祭の神職の座について「御タモト」と表記されている(『由来記』巻五)。後に見るように、神職の座「タモト」の語は地方でも用いられている。村の側からすれば、それ以外の祭祀、即ち、村の采配で日取りを選び行うローカルな祭祀(島中祭祀)にも公儀の祭場を利用し、祭場の舗設も重要度に合わせて公儀祭祀に倣っていたように、久高島もそうであった。即ち、七月ウブマーミキと十月マーミキグワ、四九月ハンザナシーの島中祭祀の祭場にも、外間根所と御殿庭が使用されるのである(ハンザナシー祭祀本祭については外間根所のみ)。



図9 外間拝殿に張られた赤色のアカヤミヨープ 1992年八月マッテイ

4-1-2 祭場の本態・舗設される場  
 祭祀の状況下の祭場の様態が日常態と異なるのは、端的に神職の座の設営にある。久高島の場合、祭場の舗設には、アカヤミヨープという赤い天蓋が外間根所拝殿(拝殿が独立する以前は母屋一番座)や外間巫家一番座の巫の座の上に張られ(図9)、外間拝殿庭先の神職の座(タモトミヤ)に



図10 外間祭庭タモトミヤに張られる白色ミヨーイ(日覆い)  
 撮影:比嘉康雄氏 1976年

は白い天幕(ミヨーイ)、「御覆い」または「日覆い」が張られる(図10)。そして、公儀祭祀の祈りにはタモトミヤには、神職の腰掛ける「敷きタモト」という萱の束が敷かれる。御殿庭では常設の神アサギという土間の祭祀小屋(図6)があるため、「白い天幕」が張られることはない。また、

表1 久高島七マッティと主要祭祀における祭場舗設

旧暦月	年中祭祀名	祭場	アカヤミョーブの有無	タモト庭のミョーイの有無	シキダモトの有無
1	正月	A(C、D)	○	男神の座	×
1	<u>ソージマッティ</u>	A+B	○	○	○
3	<u>マッティ</u>	A+B	○	○	○
4	ハンザナシー	A	○	(帆)男神の座	×
5	<u>ソージマッティ</u>	A+B	○	○	○
6	<u>マッティ</u>	A+B	○	○	○
6/16	<u>ミルクグワッティ</u>	A+C(D)	○	○男神加わる	×
7	<u>ウプマーミキ</u>	A+B	○	×	×
8/12	<u>八月マッティ</u>	A+B	○	○	○
8/12	テーラガーミ	B	男の祭、ハンチ ャアタイー浜一 久高殿	—	—
8/15	十五夜(月神祭祀)	A(D)	○庭にも懸ける	男神の座	×
9	ハンザナシー	A(B)	○	(帆)男神の座	×
10	<u>マーミキグワ</u>	A+B	○	×	×

注

祭祀名：「七マッティ」

祭場凡例：A(外間拝殿)、B(御殿庭)、C(外間巫殿内)、D(久高巫殿内)

表中括弧内祭場は二次的祭場を示す

アカヤミョーブ：外間拝殿、外間巫殿内の巫の座に張られる。御殿庭には張られない

ミョーイ：外間拝殿タモト庭のみ

外間拝殿のように「赤い天蓋」を張るべき  
屋内祭祀場もないから、それも張られるこ  
とはない。主要祭祀について、これらの祭  
場の舗設の比較をしてみると、表1のよう  
になる。

この比較で明らかかなように、アカヤミョ  
ーブはこれら全ての祭祀に張られ、必ずし  
もマッティの公儀祭祀だけに限らない。タ  
モトミヤのミョーイは、四九月ハンザナシ



図11 タモトミヤの神職装束 ハブイを被り、白装束に白鉢巻で、  
タモトミヤの敷きタモトに座る神職達 1992年八月マッティ

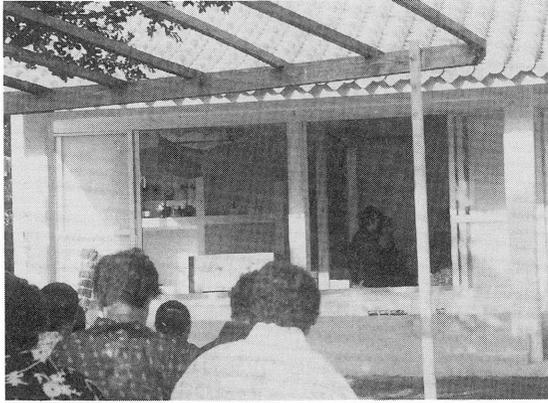


図12 祭前日に張られるアカヤミヨープ 外間拝殿内部に張られたアカヤミヨープ。拝殿内部の神職も、タモトミヤの神職も、未だ紺地衣装。タモトミヤにはミョーイも張られていない。八月マッティ前日「子時之御願 (にーんとうちぬうがん)」 1992年



図13 伊是名島諸見のヲヒヤ家(根所)母家(左)と神アサギ(右) 1985年



図14 久米島西銘ヲヒヤ家と前庭に仮設されるローカ屋 (祭祀小屋) 1987年

し、七月ウブマーミキと十月マーミキグワには張られない。従って、王国時代の公儀祭祀の祭場舗設の特長は、ミョーイと「敷きタモト」の使用にある、と思われる。「敷きタモト」を使用する際は、年齢階梯的に上位の「タモト」と呼ばれる六十歳台の女性達(タモトミヤに座す)の服装も、それに応じて最も格式の高い白装束うぶせじんに白い鉢巻はちまき、そしてそれぞれの女性の守護霊しゅごりょう

が憑依している標しのハブイというトウツルモドキの冠を被る(図11)。

外間拝殿では、拝殿(根所のかつての一番座と二番座座敷が別棟に分化したもの)のクニガミの座と庭先のタモトミヤと庭全体が祭場となり、その全体を「殿」とも「ミヤ(庭)」とも呼ぶ。クニガミの座には祭日の前日にアカヤミヨープが張られ(図12)、祭祀の期間はそのまま置かれる。<sup>(10)</sup>

伊是名島や久米島の稲大祭の祭場と比較して言えば、外間拝殿の祭場構成は、伊是名島の村のヲヒヤ家の一番座座敷火神の祭場と庭先の神アサギという祭祀小屋の組み合わせ「伊従、一九八七b」(図13)や久米島西銘のヲヒヤ家火神祭壇(二番座座敷)と庭先のローカ屋(図14)という仮設祭祀家屋の組み合わせの祭場構成「伊従、一九八九」と相同的で、『由来記』に記される人

家を祭場とする場合の基本原則に則っている。祭祀過程も、座敷の火神への祭祀（久高の場合火神と「ウブグイ」への祭祀）と庭先での神酒の饗応の二段階に分かれる。

火神祭祀は、当該の家屋の祭場を管轄する神職（外間拝殿の場合「根神」、現在空位）が司祭し、庭に移ると神饌饗応は巫の司祭となる。このことは、伊是名島でも久米島でも、稲祭祀の二段階儀礼の特徴として確認したことがある〔伊従一九八七b・四三〕〔同一一九八九・一五一〕。久高島の外間拝殿の火神礼拝を司祭する根神は、庭に移動したとき、庭中央の神饌を清める外間・久高巫とは行動を共にせず、他のタモト神と同様、タモトミヤで待つ（図15）。タモトミヤと御殿庭の神アサギでの神職配座は、方向は変化するものの席順は変わらない。伊是名島の神アサギの席順や、久米島ヲヒヤ家庭先のローカ屋の席順で確認したと同様、タモトミヤと神アサギは巫司祭の巡回儀礼を繰り返す「殿回り（とうんまーい）」の均質な儀礼空間であることが分か

る。

儀礼の場の物理的な構造から言えば、伊是名島のヲヒヤ家庭先の神アサギ（図13）は常設の祭祀小屋、久米島のローカ屋（図14）はヲヒヤ家の庭先にも公蔵跡「蔵下」の祭場にも建てられる仮設小屋である。久高島外間拝殿の庭先のタモトミヤに張られるミョーイは久米島の仮設ローカ屋に相当し、御殿庭の神アサギは伊是名島の神アサギに相当するものであるが、常設か仮設かの相異は、実はそれほど重要ではない。儀礼の場として、外間殿のタモトミヤと御殿

庭の神アサギは、共に祭祀の状況下において神座（敷きタモト）を設ける場所という同じ役割を果たしている。

外間拝殿と御殿庭の相異は、むしろ家屋部分の祭場の有無に関わる。現在の御殿庭には、白樽拝殿（白樽とファーガナシは島の開祖の夫婦、両者の香炉が祀られる）という家の代わりをする祭祀小屋がイザイ山を背にして右側に建っているが（図5）、建設は最近のことで、それ以前は、向かって左のバイカンヤというイラブ鰻の燻製小屋（久高巫の所有）に白樽の香炉が祀られ

記号凡例（空位は1993年現在）

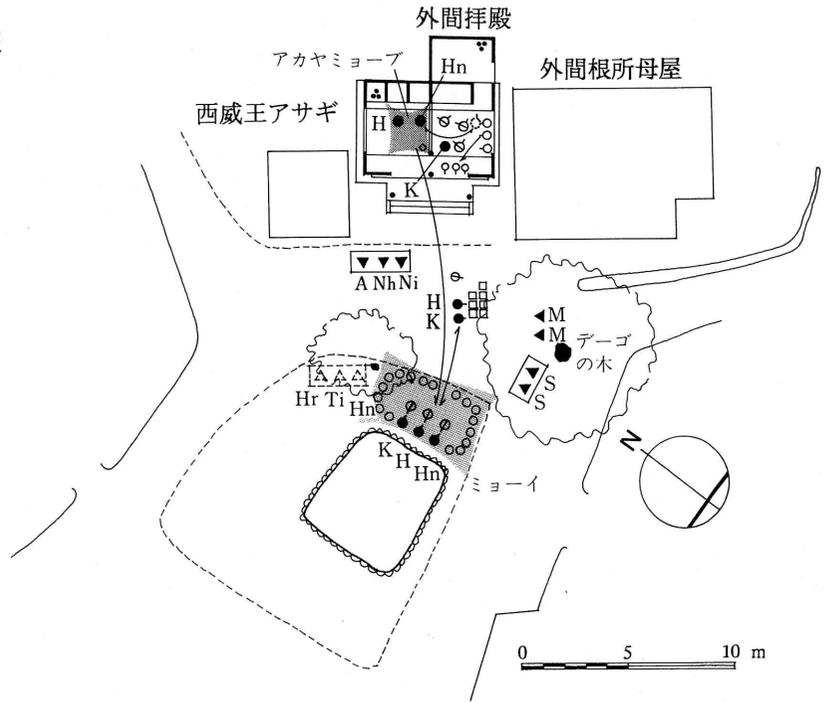
- 巫、根神
- H 外間巫
- Hn 外間根神（空位）
- K 久高巫（空位）
- ウメーギ（補佐役）
- 居神
- タモト神
- ▲ 男性神職
- M 村頭
- Ni ニプトゥイ
- S ソールイガナシ
- Ti チチャウフヌシ（空位）
- A アカチュミ
- Hn ハニマンガナシ（兼任）
- Nh 外間根人
- Nk 久高根人（空位）
- Hr ハラマン（空位）
- Up ウブシュ（引退海人）

注記

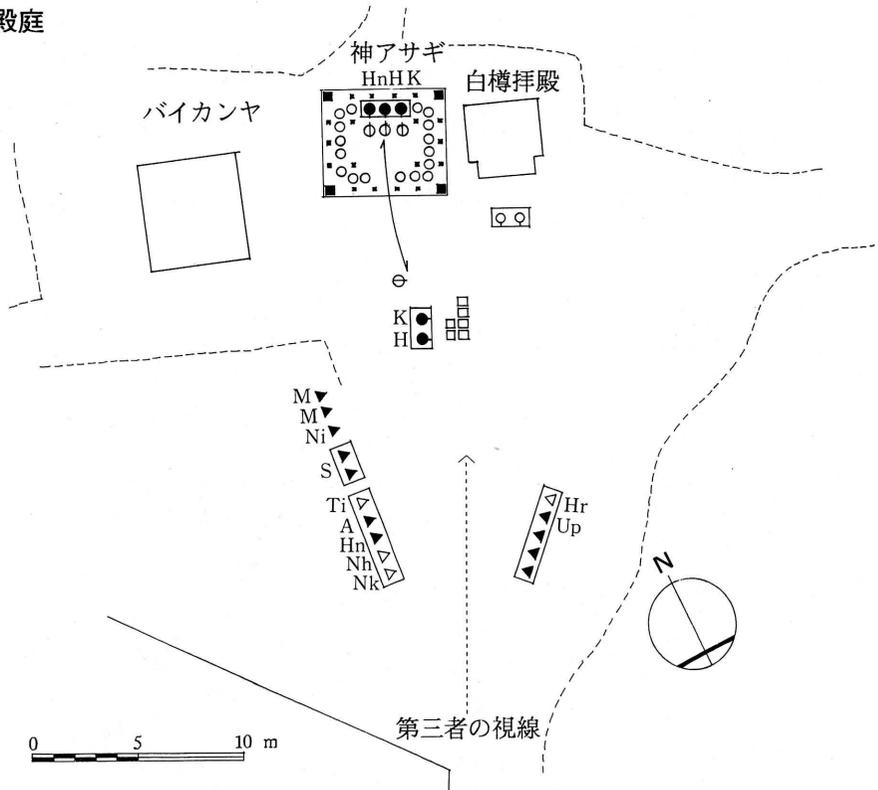
- 1) 敷也測量図は〔沖縄教育委員会、1979〕に依拠した。
- 2) 外間拝殿、御殿庭神アサギ平面は、1970年代の建物の間取りを筆者が復元した。
- 3) 1970年代の神職配座は、〔比嘉1993下〕を参照し、筆者の1992-4年の観察を付加した。
- 4) 図中の矢印は、儀礼過程における巫の移動を示す。

図15 七マッティにおける祭場の神職配座

外間祭庭



御殿庭



ていた。即ち、御殿庭には、外間根所の拝殿（別棟化する以前は母屋の一番座）に相当する住居祭場が欠けている。即ちアカヤミヨープを掛けるべき住居祭場が無いのである。儀礼にも、外間拝殿での火神・ウプグイ・床の拝礼に相当する過程がなく、直ちに神アサギでの饗応儀礼に入る。神職の配座を比較してみよう（図15）。

年中祭祀の際、外間では拝殿の二番座に座している居神という神職は、御殿庭では白樽拝殿の前に座す。外間拝殿に向かって右側に座すソールイガナシと拝殿前の庭に南面して座す男性神職は、御殿庭では神アサギに向かって左側に南北に一列に東向きで並ぶ。タモトミヤでの女性神職の配座は、両巫が北（実際は東北東）の拝殿を向く形で、巫の右側（東側）が外間系のタモト神の女性達、左側（西側）が久高系のタモト神の女性達が年齢順に座す。御殿庭では、逆に、両巫は南面する形で神アサギの中に座す（左右の外間、久高系の女性タモト神職の相対的配置はそのままであるから、東

西は逆転する）。

即ち、外間拝殿では神職は南面し、タモトミヤの神職は北面し、祭庭全体としては対面方式の庭のなかで閉じた儀礼の場所を生んでいる。それに対し、御殿庭では、神アサギの配座と居神の向きは共に南向き、男性神職は東向き、ウプシュという海人を引退した男性達は東側に西向きに座るから、御殿庭は南に向いた逆三角形の祭場空間を形成し、南に開いている。換言すれば、巫達と正対する登場人物がないから、この配置は南から北に向いて神アサギを眺める第三者の視線を前提にしているように見える。外間殿では祭庭は完結していて観客を予想していないが、御殿庭は北向きの観客の視線を予測している。

御殿庭はイザイホーの祭場でもある。年中行事の御嶽上りでさえ、男子禁制と秘儀的な性格（七マツティの御嶽上り、そして十一月フバワクは毎年行われる小イザイホー行事「畠山一九九一～五九廿」でもある）を保持しているのに対して、イザイホーの

儀礼は余りに集落に近い祭場で行なわれ、しかも観客を予想しているかのように劇的であり過ぎることの理由は、今迄問われてこなかった。御殿庭という祭場名に窺われるように、この場所は一六七七年に壊却された久高島の聞得大君の御殿跡地の可能性があり、そうであれば、この島の祭祀を司祭した聞得大君や王族や祭祀官吏がこの島を訪れた際、年中祭祀を眺める位置があったはずである。御殿庭はそのような特異な祭礼空間として設定された可能性がある。

それでは、祭場の舗設に用いられるアカヤミヨープ、ミヨイが、王府祭祀や他の地方の祭場舗設とどのように関係しているかを順次考察して行こう。主要祭祀には外間拝殿のクニガミの座の上に掛けられるアカヤミヨープが、八月十五夜の場合には普段とは異なった使われ方をする。それも検討してみることにしよう。

4-3 アカラ屏風とアカヤミヨープ

ミヨープとは、沖縄方言では「屏風」、

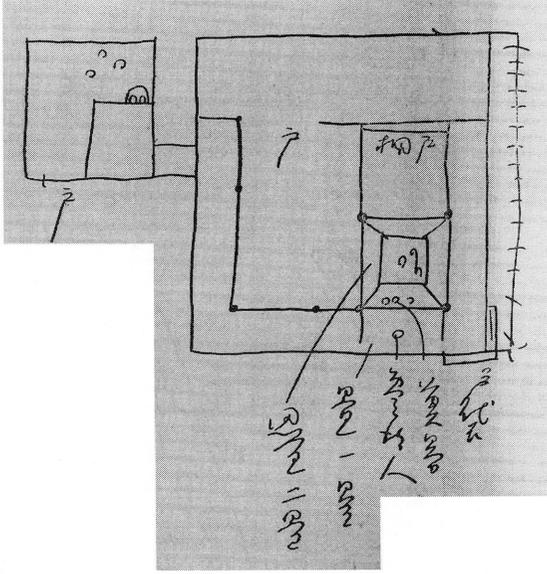


図16 折口信夫の外間巫殿内のスケッチ 折口が、大正10年(1921年)7月19-20日頃、久高島を訪ねた際、アカヤミヨープが張られていた外間巫殿内。その時、島では六月マツティからミルクグワッティの一連祭祀の最中であった

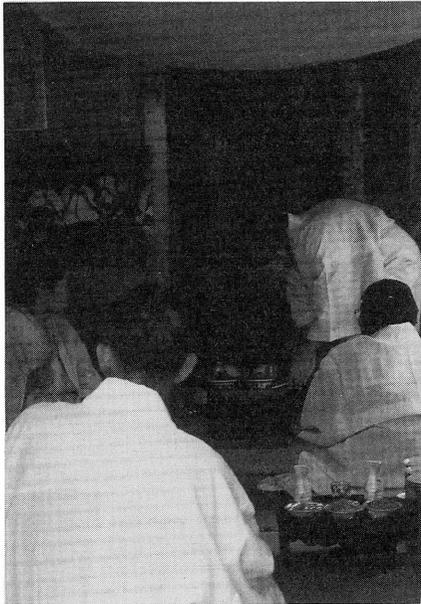


図17 六月ミルクグワッティ 外間巫殿内ウブグイに張られるアカヤミヨープ 1994年7月24日(旧6月16日) 正面は巫火神

アカラとは必ずしも色彩の「赤」をいうものではなく、「美しい」という美称辞「アカ」に「ラ」という状態を示す接尾語が付いたものである。「外間・西郷、一九七二・五二〇」。しかし、以下に見るように、民俗的には「アカラ」が「赤」に転化している事例が見いだせる。すると、「美しい屏風」が、何故久高島では「赤い天蓋」となったのであるうか。折口信夫が大正十(一九二

一)年に島を訪れた際、外間巫家の神殿(一番座)にこの「アカヤミヨープ」が掛かっていたことをスケッチしている[折口(一九二二)一九七六、巻十六・一六八](図16)。それは、御嶽での祭祀に用いる「おらんさ」即ち「涼傘」(貴人や神人に差し掛ける日傘)と同じものと当時の久高巫の夫が折口に教示していた。大正年間には、「ミヨープ」が神職の座の天幕様のものと

理解されていたことが分かる。表1に見たように、七マツティの主要公儀祭祀ばかりか、正月、四九月のハンジャナシにもアカヤミヨープという赤い天幕が外間拝殿のクニガミの座の上に吊られる。正月元旦(旧正月)の「タミヤウガミ」(外間・久高両巫殿内の初参り)と六月ミルクグワッティ(「新六月」の意)の時には、巫殿内のウブグイ(一番座座敷)にも吊られる(図17)。また、六月マツティ(中の壬・癸)とミルクグワッティ(六月十六日)の間、八月マツティの前日九日から十五夜

までは、アカヤミヨープは外間拝殿のクニガミの座に吊られたままで置かれる。

さて、四九月のハンザナシー祭祀（遠来神の歓迎・歓送祭祀）三日目の本祭に、外間殿で行なわれる神遊び（アカハンジャンナシ）の時に歌われるアガリウブヌシのティルルに次のような句がある。

〔原文〕

…フカマシーガ  
マウルミヤ

アカ（ヤ）ミヨープ

ギ（チ）ンガミヨープ

ウサギノーチ

…

〔開説文〕

外間根人が

大切に守る真庭に

赤らミヨープを

立派な（君の）ミヨープを

押し上げ申して

…

（開説文は、「畠山一九八二」〔比嘉一九

九三〕を参照した。傍線引用者）

このティルルに歌われる「アカ（ヤ）ミヨープ」は、「立派な（または、大君の）ミヨープ」と対になって謡われている。ティルルの別の聞き書きによれば、「ギンガミヨープ」の部分は、「君がミヨープ」と記録されている〔比嘉一九九三下：一一五、二二〇〕。後者の場合、「君」とはかつてこの島の祭祀を司祭した聞得大君のことであるから、引用部分は次のような意味になる。即ち、「美しいミヨープ、大君より賜ったミヨープを、外間根人の祭場に、捧げ（置き）申して」。「ウサギノーチ」とは、祭祀の供物などを「慎んで捧げる」というような謙讓表現であるから、何らかの由緒のあるものを捧げる行為を意味しているようである。今日、確かに「アカヤミヨープ」は赤い天蓋である。しかし、後に見るように、王府儀礼に登場する「ミヨープ」は「屏風」である。立てて置かれる屏風が、横に吊られる赤い天蓋に、どのように置き換えられたのであろうか。

ところで、久高島でも八月十五夜だけ、アカヤミヨープが垂直に下げられる。十五夜は八月マツティの最終日、月は女性の祀る神格である。外間拝殿のクニガミの座にはアカヤミヨープ（天蓋）が既に八月九日から掛けられている。十五日の夕刻、日も沈む頃、祭場の東側のデイゴの木と外間根所の母屋の間に竿が掛けられ、三個（かつて七個）の提灯と一枚のアカヤミヨープが掛けられる（図19）。外間拝殿の軒先にも、別のアカヤミヨープが掛けられる（図20）。外間巫家からウブグイの大香炉が運んでこられ、拝殿のミウブグイミンナカの大香炉とともに拝殿の軒に並べられ、島の十五歳以上の成人男子（正人）の数だけ線香が灯される（図18）。これは、この二つのウブグイの大香炉が島の各家のトゥパシリの香炉（家庭の主婦が祖母から引き継ぐ先祖霊の香炉）を代表しているからで、家の男達を守護するウナリ神（主婦）の象徴としての月神を祀る十五夜祭祀を、この外間殿で代表して行うのである。

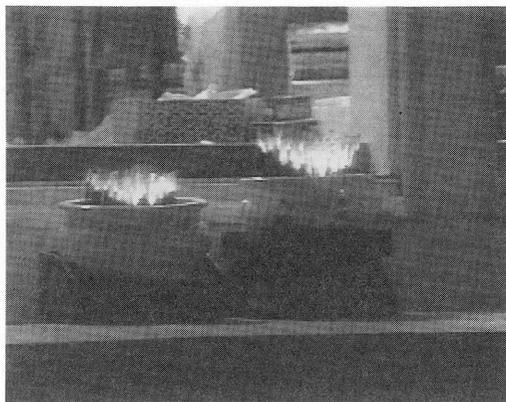


図18 八月十五日 外間拝殿軒下の外間巫ウブグイ大香炉 (左) と外間拝殿ミウブグイミンナカの大香炉 (右)  
1994年9月20日 (旧8月15日)

先ず、月が昇ると思われる頃、餅を並べた高膳を前に庭の中央に東向きに並んだクニガミと居神達は、東に向かって礼拝をなす(図19)。神酒を酌み交わし、礼拝が終了すると、次に拝殿に正対する庭の真中に席を移し、礼拝を繰り返す(図20)。この間、タモトミヤには、女性神職ではなく男性神職が座している(図19)。

十五夜の時にだけ、垂直に掛けられる「アカヤミヨープ」とは、一体何なのであ

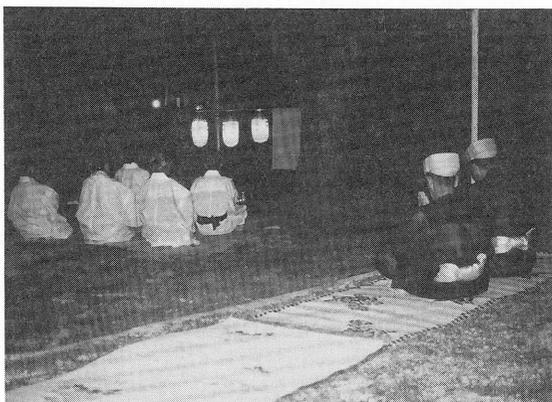


図19 八月十五夜東方礼拝 外間庭東側に吊られるアカヤミヨープ。東拝するクニガミと居神。手前右は二人のソールイガナジ。  
1994年9月20日

ろう。伝承によれば、かつては女性神職の座す場所に張られていたものが、省略されて竿に吊るされるようになったという「比嘉、一九九三下・二八四」。他の主要祭祀に張られるアカヤミヨープは外間拝殿室内に張られるのに対し、この十五夜にだけ外に吊られるのは、何らかの理由があるはずである。そこで想起されるのが、首里王城八月十五夜祭祀の祭場舗設の記述である。

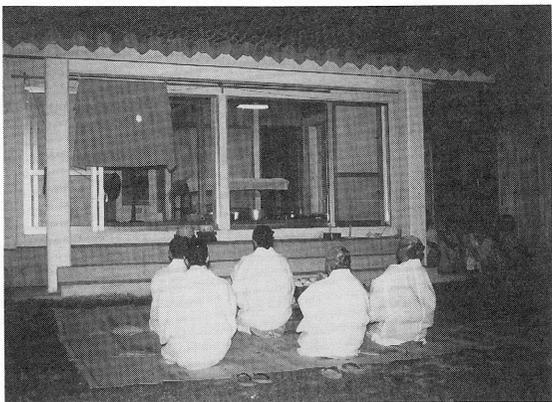


図20 八月十五夜拝殿礼拝 拝殿軒先に吊られるアカヤミヨープ。軒下の二つの大香炉

『聞得大君御殿并御城御規式御次第』(一八七五年) 十五夜の条に、

八月十五日、後之御庭ニ金之御屏風ニ而、御残「棧」敷構、天地之御祭被遊とある。

首里城の禁裏である御内原の庭「後之御庭」に、「金之御屏風ニ而、御棧敷構」が設けられたのである。月は一般に女性の守

護霊である。かつては大君も通っていた久

高島であるから、王府から十五夜の礼拝儀

礼の舗設方法が伝わっていてもおかしくは

ない。すると、久高島の十五夜に外に吊ら

れるアカヤミヨープは、庭に設けられる棧

敷の舗設に関係していたことが推測できる。

ところで、「金之御屏風」で祭場を囲う

ことは、王族神職の関与する祭祀や首里城

の祭祀一般の祭場舗設（別稿を準備中）に

しばしば登場する。

例えば、王国最高神女聞得大君の就任儀

礼「御新下り」の際の与那原祭場の仮設祭

祀家屋三棟の大君の「御座構」は次のよう

であった「聞得大君加那志様御新下日記」

一八四〇年」。

御本殿…

「聞得大君加那志様御座敷者、御本座、

西向ニ、赤絲縁御畳壹枚敷、上ニ黄縫

物縁御庭壹枚敷、留かね差合候。御座

内、東表ヨリ北表壁付ニ、金之屏風壹

双立合候事」

与那古濱神之庭御仮屋（祭祀小屋）…

「御仮屋三方金之屏風壹双立、外ヨリ

幕引廻シ、前者幕しふり候事」

親川御仮屋（祭祀小屋）…

（同右）（傍線部引用者）

「御本殿」は休憩所であるが、親川御仮屋

では聖水による「御水撫で」が行なわれ、

与那古濱神之庭御仮屋では「東方遙拜」が

行なわれる「伊従一九九三…三九」。何れの

場所でも、大君の座所には「金之屏風壹

双」が立てられることが重要である。親川

と与那古濱神之庭の仮屋には床はなく、砂

を二、三寸上げ、ねくふく筵を下敷きにし、

畳を二枚敷き合わせ、その上に「赤絲縁御

畳」を一枚、さらに「黄縫物縁御筵」を一

枚重ねる。広さは「六尺角」即ち二畳、構

造は貫屋構で、柱は掘立、壁は無し、真萱

でとま編みにし、屋根も真萱で葺いた。外

側を幕で引き廻し、入り口を幕しぼり、中

に「金の屏風」を一双立てた二畳の祭祀小

屋であった。

さて、聞得大君の御新下り儀礼の際に、

齋場御嶽に仮設される御待御殿（与那原の

「御本殿」に相当する）の大君の御座に

「金之屏風」が立てられることは、琉球国

王が当該地方を行幸するときに齋場御嶽で

歌われたという「アガリユウ」の歌謡に、

次のように歌われている。

〔原文〕

さいは森　さいは御嶽…

拾尋御殿　八尋御殿…

糸すだい　玉すだい

巻げれば　挑げれば

あかひだたん　しろひだたん

しきなみて　なみしちやる

金のおなふぶ　赤らおなふぶ

たてまわち　ひきまわち

「うり」がみうち　うりがおまんなか

なんじや「ぢや」く　こがね「ち」やく

居し「並」て　並み居して

…

〔現代語開読〕

齋場森　齋場御嶽…

拾尋御殿の　八尋御殿の…

糸簾を　玉簾を

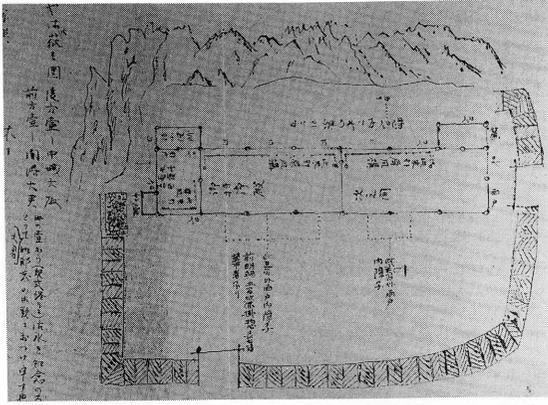


図21 聞得大君御新下り儀礼、斎場御嶽御待御殿鋪設図 部屋内部に「比朱引屏風構」とある。琉球大学附属図書館蔵

巻き上げると からあげると

赤縁畳を 白縁畳を

敷き並べて 並べ敷いて

金の御屏風を 赤ら御屏風を

立て回して 引き回して

そのの御内に そのの御真中に

銀酌を 黄金酌を

据え並べて 並べ据えて

：

「外間・玉城、一九八〇、クエーナ三二」<sup>(14)</sup>

この御待御殿の平面図(図21)が、琉球大学附属図書館所蔵の『女官御双紙』筆写本の付録に納められている。幅七間奥行き二間の仮設建物で、三部屋に分かれていた。部屋内に「屏風構」とあり、蒲葵の葉で葺かれた壁の内側に、屏風が立てられた。垣で囲われた前庭に向かった柱間五間には、内に障子、外に雨戸、簾が掛かり、さらに「しぶり幕」が掛かっていた。御新下りの「御名付け」儀礼で聞得大君の霊格を身に付けた王妃は、この御待御殿に戻って仮眠するのであるが、御新下り儀礼の司祭久高巫や御名付け儀礼の執行者である外間巫は、次の間に控えた「山内一九七一…三三四廿」<sup>(15)</sup>「鎌倉一九八二…八七」。次の間にも、蒲葵の葉で葺かれた壁の前に屏風構えがなされていたから、それを久高島の巫女は見えていたはずである。

上のクエーナで、「金の御屏風」が「あから御屏風」と対で繰り返されている点が重要である。表記「おなふぶ」は、発音上

は「ミヨープ」となる。即ち、語源として、久高島の「アカラミヨープ」は、「金の屏風」であった可能性が高い。しかも、斎場御嶽での御新下り儀礼のクライマックスである「御名付け」儀礼が行なわれる祭場「大庫裡」<sup>(16)</sup>「玉城、一九七五」の「仮屋」は、上に引いた与那古濱神之庭御仮屋と同じような「御座構」をしていた可能性があり、しかも儀礼の司祭と御名付けの執行者は久高巫と外間巫であるから、それもよく見ていたはずである。

というのは、斎場御嶽での御新下りの儀礼の祭場巡回時に謡われる「クエーナ」という歌謡の中に、次のような、「大庫裡」祭場の句がある。

【原文】

大庫裡に

：

御すしまくや

みちやたから

てやかりめせうれ

：

〔現代語開読〕

大庫裡（「御名付け」の祭場）にいら  
つしやいませ

御すぢ（靈力）「を授ける」幕屋は

みちやたから（意味不詳）

照り上がり下さい

：

〔御嶽内御願所ニテノコエナ〕「クエーナ

三六〕

前稿〔一九九三・四三〕で考察したよう  
に、与那原と斎場御嶽での儀礼の相同構造  
からして、この「大庫裡」の祭場に仮設さ  
れる「おすし（御筋）幕屋」は、与那原同  
様、二畳敷で周囲に幕を張り巡らせ、内に  
金屏風を立てた仮屋であったことが推測さ  
れる。当然、儀礼を司祭する久高巫や外間  
巫は、この祭場設営を見て帰ったはずであ  
る。

以上で、久高島の巫が関わった王府儀礼  
の仮設祭祀家屋の舗設に、金の屏風が使用  
されていたこと、祭祀歌謡に「アカラミヨ

ープ」は「金の屏風」と対で謡われている  
こと、久高島と王城の十五夜祭祀において、  
外部の棧敷で「金の屏風」または「アカラ  
ミヨープ」が神職の座の舗設（「屏風構」）  
として使用されていたことが確認できた。  
すると、主要な祭祀の折に、久高島の祭場  
のクニガミの座の上に張られるアカラミヨ  
ープは、「金の屏風」の民俗的形態なのだ  
ろうか。それを確認するために、祭祀の折  
に外間殿のタモトミヤの上に張られる「ミ  
ヨーイ」という白い天幕や、他の地方の類  
似現象と比較してみよう。

4-4 祭場の幕屋

久高島の外間拝殿の庭先  
のタモトミヤに、七マツテ  
イのうちの主要五祭祀（一  
三月、五六月、八月マツテ  
イ）の時に張られる「ミヨ  
ーイ」（図10）は、女性神  
職が白装束で正装し、そこ  
で「敷きタモト」を座に用

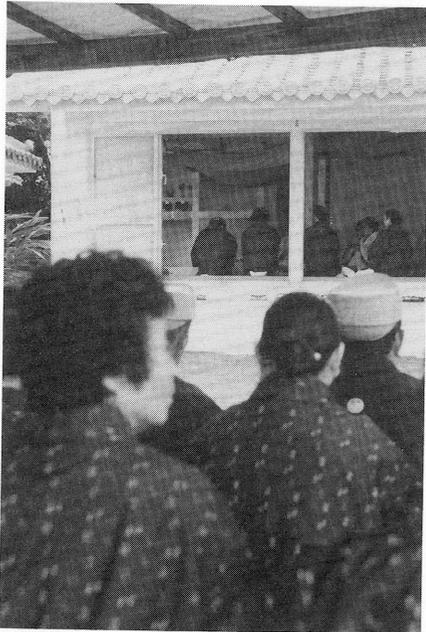


図22 タモトミヤが男性神職の座となる旧正月三日、外間祭庭 タモトミヤには男神人、女神人が共に座す。1994年2月12日

いることと連動している祭場舗設のようであ  
る。これらの祭祀の時に、外間殿では、  
男の神職はタモトミヤと拝殿の間かタモト  
ミヤの西隣に座る（図15）。これは御殿庭  
の神アサギが、決して男性神職の座となら  
ないことと対応している。

七月ウブマーミキ、十月マーミキグワの  
時、外間祭場ではタモト神達（タモトミヤ  
に座る最高年齢層の女性神職）とクニガミ  
がタモトミヤに座を占めるが、「敷きタモ  
ト」も敷かず、ミヨーイも張らない。男性  
の頭屋に相当するソールイガナシが祭主の、

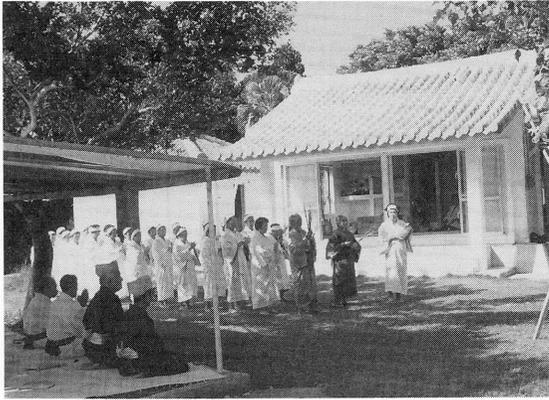


図23 タモトミヤが男性神職の座となる四月ハンザナシー・ムリ  
ーバー儀礼 1993年

島次元の年中行事であることと関係している(16)のであろう。なお、御殿庭の神アサギでも神酒の饗応儀礼が行なわれるが、神アサギにはミヨイのような仮設要素がないため、儀礼の様子は敷タモトが敷かれないう以外他の主要公儀祭祀と変わらない。女性達の服装は、クニガミがウブジンを羽織るのみで、他のタモト神達は紺地の着物を着ている。ここにも公儀祭祀との区別が現われ

ている。

ところが、外間殿の祭庭では、公儀祭祀以外の島中祭祀の時に、即ち、ミヨイが張られていない時には、タモトミヤが男性神職の座になったり、ヤジクという中若年齢層の女性神職と一緒に座となる場合がある。表1に掲げたように、正月(図22)、四九月のハンザナシー(図23)、年末年始の健康祈願(ウブヌシガナシ)や火神への「お願立て」と「お願解き」の時などである。七マツテイの時も、「朝マツテイ」「夕マツテイ」という主要な「殿回り」儀礼の時は、タモトミヤはタモト以上の女性神職とクニガミの座なのであるが、それ以外に、男神がタモトミヤに座す儀礼が付随している場合(三月マツテイの三日目「ムラヌパティウガミ」、六月のミルクグワツテイ、八月の十五夜など)もある。タモトミヤとは文字通りには「タモト達の座となる場所」なのであるが、祭祀によってミヨイの張られない時は、物理的には同じ場所でも、性格の異なる場所になっている。それ

に対して、御殿庭の神アサギでは、このような融通の利いた場所利用はされず、神アサギに男性神職が座すことは決してない。従って、外間祭庭のミヨイの有無は時と場合に応じた場所の性格の違いを示している、と考えられる。

すると、次のように言うことができる。ミヨイの張られた状態のタモトミヤと御殿庭の神アサギは、儀礼過程の中では全く同種の祭祀場所の現象形態とすることが出来る。祭祀の状況以外の状態の差異は二次的な問題である。謂わば、常時張られているミヨイ(このようなことはないが)のようなものが、神アサギという祭祀小屋なのである。王国時代からの儀礼空間の伝統のなかでは、神アサギは例外的な常設建物であるが、その日常の様態や小屋形態に特定のシンボリズムが宿っているようには見えない(17)。祭祀の折に「敷きタモト」を置き神の座を整え、霊格(を憑依する神職)を迎えることに徹すること、その日常の様態は二次的な問題であること、これらが沖縄

の祭祀空間の伝統であることは、かねてより筆者の主張してきたことである「伊従一九八七a、一九八九、一九九二」。重複を厭わず、そのことを謡う祭祀歌謡を引いてみよう。座間味村の麦穂祭のオタカベに、次のような句がある。

今日の良き日に／今の勝る日に／選び出て／そそひ出て／時に合わせて／吉日に合わせて／年直り果報者／あふたもと（神座）を打ち置いて／しけたもとを打ち置いて／御庭を建てて誇つて／真庭を建てて誇つて／：「オタカベ八七・開読文」

「祭場（御庭）を建てる」とは「御庭を作る（ゲライ）」とも言われ、「ゲライ」とは神酒を作ることも使われるから、単に祭場に構築物を造作することをいうのみではなく、神祭の場を調べ準備し開き、「祭ができるようなよい状態に清める」「沖縄久米島調査委員会一九八二・四七九、五五七」という広義の舗設の意味がある。その中心には、「あふたもと／しけたもと」

（「あふ」「しけ」は美称辞）と唱えられている神座、久高島の「敷きタモト」の舗設がある。「敷きタモト」は時に「美しい（綾）筵」とも置き代わって、「ヤエチミの真庭／ワガリブシ真庭／綾だむとを置いて／綾の筵を打ち敷いて／：／祭り神酒を作つて」「粟国島六月ヤガン折目（後述）ウムイ三二七開読文」と、謡われたりする。

王府祭祀の祭場設営に倣ったと思われる祭場の舗設例が、他の地方の祭祀歌謡にも散見する。王府儀典官の用語で言えば、「御座構」という。いくつか例を引いてみよう（歌謡は開読文で示す）。

A 中城間切中城城・城内の殿  
「真白御幕を引き回して／それが御内に／あふタモト（神職の座）を押し上げましたら」（稲穂祭・稲大祭のオタカベ）  
「よきやのろくもい伝来記」（一九九二年写本）  
「オタカベ一一二」

B 粟国島西  
「：／真すみ庭に／実に掛ける／：／親チチが／くだ「村」の十帆<sup>ト</sup>を／十帆

引いて／：／赤ら幕／幕引いて／黄色幕／幕引いて／：」（六月ヤガン折目「ニシヌヒータ」のウムイ）  
「外間・玉城、ウムイ三〇四、四一一、四一三」

### C、今帰仁村玉城

「昔からあるように／：／綾の屏風を引いて／綾の筵を並べて／：／シヂを御待ちなさる」「ウムイ二三二」（島袋源七一九五〇）によれば地方の神女の就任儀礼の歌謡

それぞれ異なる祭祀文脈ながら、祭場の設営に関しては、興味深い情報を得ることが出来る。以下、それぞれについて若干の考察を試み、久高島の祭場舗設の解釈のために準備を整えることにしよう。

4-4-1 「日覆い」と幕構え…王国世子の居城・中城<sup>なかすく</sup>城の幕屋祭場

『由来記』巻十四によると、上記歌謡Aの謡われる中城城内之殿（祭場）の注記に「御殿石階設席也」とあり、殿（祭場）は御殿（常設建物）の前の階段に仮設された

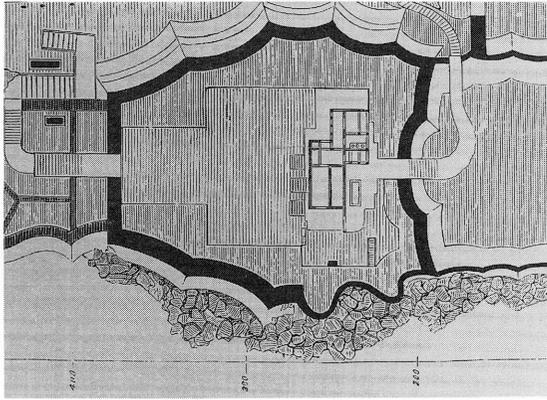


図24 ペリー艦隊の測量図にみる中城城本丸御殿（当時は中城間切番所） 1853年 [オーシュリ・上原、1987：77]

ことが分かる。この建物については、那覇に入港したペリー艦隊が一八五三年五月に測量した中城城の図面が残されている（図24）。建物の前に並んだ三つの階段のうち中央が、神職の座になったものと思われる。上に引いたオタカベに述べられる白幕を張り回した仮設祭場の詳細について、幸い、『よきやのろくもい伝来記』（一八九二年写本）中に二箇所、幕の張り方が説明さ

れている。まず、一八三五年筆記分の本文冒頭に、この祭場には三種類の幕が張られたとある。

壹ツ、のろくもい、居神、惣様くしあ

て番所軒端ニ引。〔腰当て…後方の意〕

壹ツ、のろくもい居所番所御向の戸口

ニ引。

壹ツ、御庭ニ御供への御殿ニ引。

即ち、背後の番所（世子の御殿は一七三四年に中城間切の番所に転用された）の軒に一枚、番所の戸口に一枚、庭の廐を隠すために一枚、という訳であろう。

同じ『伝来記』にある、嘉慶十九（一八一四）年の日付の「中城城於番所、毎年御祭毎、相用候幕、御仕替之儀、奉願候覺」という記録は、より詳細に幕の寸法と使用方法に言及している。

1 白幕。片間、長壹間、高五尺五寸。

但、番所正面階之上、のろくもい居所日覆用。

2 同。片間、長五間半、高右同。但、同所前ていし軒へ懸用。

座構三方引用。

3 同。片間、長三間、高五尺三寸。

同天井張用。

4 同。片間、六尺角。

但、番所庭江幕構、廐之前二而御殿御名代として、地頭代朝冠ニ而拜禮之御儀式有之候。

〔算用数字、傍線は引用者〕

これでイメージされる祭場は、次の通り。御殿正面階段の上に懸けられる一間幅の幕は、前者引用文には登場していないようだが、階段を座とする神職の「日覆い」であろう。次に、長さ五間半の第二の幕を「ていし軒」（御殿基段の軒）に懸けるとあるが、恐らく前者引用文第一もしくは第二番目の幕、その長さからすると、庭から見て祭場の背景となる幕であろう。第一の幕「日覆い」即ち「ミョーイ」への言及は重要である。王城祭祀の祭場設営については本稿では触れないが、この「日覆い」の幕が登場する。中城城は世子の居城であるから、王府の祭祀マニュアルが影響を与えて

いてもおかしくはない。また、幕で隠された廐の前に、三方を囲い天井のついた「幕構え」が第三、四の幕を用いて舗設される。

これは前者の引用文には明らかではないが、この座から階段下の女性神職達に向かつて、朝衣冠を正した番所の長「地頭代」が世子中城御殿（王子）の名代として拝礼する。

この時、天井付きの方一間「幕構」は、神女達のための幕構えではなく、中城御殿、即ち王子（名代）のための拝礼の場所なのである。しかし、その寸法は、既に引いた聞得大君（王妃）の就任儀礼の与那原の幕屋の寸法と同じ方一間であることは注意してよい。斎場御獄の御名付けの儀礼の幕屋も、おそらくはこれと同じ形式で、内側に金の屏風が立てられていた。同じ形式の幕構えの舗設が、時に神を体現する神職の座ともなり、時に礼拝する貴人の座ともなる。こうして、祭場の幕屋の三様態を見て取れた。即ち、（１）壁を覆う幕、（２）「日覆い」状の幕、（３）三方を囲む御座の設営「幕構」、これには天井幕が付くときも

ある。

4-4-2 幕・帆・日覆い…

粟国島ヤガン折目の仮設神屋

粟国島ヤガン折目（六月）は、丁度久高島のハンザナシー祭祀に相当する。粟国島の北側のヤガン御獄で来訪神を迎え儀礼を行なう。ウムイの「ニシヌヒータ」とは「北の辺端」にあるヤガン御獄の意である。久高島のフボー御獄に相当する。二日目は南の「蒲葵森（ガダノコ御獄）」を経て主要祭場の「八重の御獄（『由来記』には八重ノ殿「祭場」とある）」に導き、「火神祭り」と「庭祭り」（久高島外間拝殿の火神・ウプグイ礼拝とタモトミヤの饗応儀礼の二段階儀礼に相当する）を行ない、三日目の島の祭場・殿廻りを行ない、夕刻八重の殿で「神送り」をする（島山篤の正鶴を得た解説に拠る「島山一九八九」）。

上に引いたウムイは、本来は初日の神迎えをする「ニシヌヒータ」即ちヤガン御獄での祭場設営を謡っている。同じウムイの

様々な採集記録の異同を検討すると、上に引いたウムイ「三〇四、四一一」の句の後に、「赤らのーに／差す差す／黄色のーに／貫き貫き」「ウムイ四一三」とあるから、船の帆（十帆）と赤幕黄幕をつないで、あるいは帆は「あから幕」、黄色幕と同義かも知れないが、幕で仮屋を作っているようである。ここでは「アカラ」は色彩の意に転化している。島山が紹介するヤガン折目の由来譚に登場するヤガン御獄の「帆御影」[陰]（ふううつかーぎ）の座「島山一九八九・四九、八九」とは、この帆と幕で仮設される神屋のようである。

ここで注意すべきなのは、帆とは、影を作る「日覆い」即ち久高島の「ミヨイ」に当たるもので、幕と帆と「日覆い」とは同じものの異なった呼称であるらしい。というのは、『由来記』巻十七の粟国島ヤガン折目の条に記録されている十八世紀の「コネリ御唄」には、「ガダノコの御前／コバモリの御前から／立派な招請をして下さい／ソヨメキ（神女名）の御前／思い子の

御前／アカラミヨイ差し差し／立派なミヨイ引く引く」「ウムイ四九」とあり、後半部には八重ノ殿で「屋帆引く引く」という句まであるから、実際、粟国島でも、「屋帆」である幕の機能を「ミヨイ」（日覆い）と呼んだ時代があったことが分かる。

こうして、「アカラミヨイ」と言う呼称が、「日覆い」の幕についても可能であることが確認できた。そして、中城城内の祭場・殿では公儀から支給される幕を祭場に用いるが、離島の場合には、「帆」が「幕」となって「屋帆」を成し、「日覆い」となることが確認された。久高島の祭場舗設で問題になっているのは、この「ミヨイ」（日覆い）と「ミヨープ」（屏風）の同居なのである。

ところで、上の祭祀歌謡の用例Cは、地方での御新下り儀礼の際の祭場舗設に、王府儀礼の屏風を立てる神座設営が、影響を与えている一例である。沖繩の各地で採録される祭祀歌謡に、「屏風、または幕、または帆を引いて／その御内に／綾タモトを

打ち置いて」といった祭場設営の定型句が見いだせるのは、直接の見聞ではなくとも、女性神職の就任時の首里往還などによって祭祀歌謡が伝授され、それによって祭場形式が地方に伝搬していったことも考えられる。しかし、屏風や幕は、王国時代にあつては高価なものであつた筈である。

確かに、『おもろさうし』所収の一六一三年編集分の第二巻五九（通し番号）のオモロに、「屋宜の金杜に／見物屏風 おろちへ（神からいただいて降ろして）」とか、一六二三年編集の第九巻四七九のオモロに、「差笠（神女）が 国守りぎや／げらへ（立派な）屏風 鳴響めば 見物／大里の鳴響み杜」とあるように、御嶽の祭場にまで屏風が立てられて祭場の舗設が行なわれたことが分かる。しかし、他方で、第九巻四九四のオモロに、「京の（首里の）よいこせ（人名）が／京のよいはねが／綾奇せ 珍ら屏風（みょうぶ）」とあるように、屏風はみやこ渡来の貴重品であつた。多くの場合は屏風、幕などなしの、「タモトを置

くだけで／御庭をつくりなさつて」といった実態であつたはずである。上に引いた中城城内の祭場の幕であっても、擦り切れるまで使い切つた挙げ句の、中城御殿への新調の打診であつた事情が上記「毎年御祭毎、相用候幕、御仕替之儀、奉願候覺」には書き連ねられている。

そこで、もう一度、久高島の「日覆い」と「アカヤミヨープ」の問題に立ち戻ろう。

4-5 久高島祭場の「日覆い」と

「アカヤミヨープ」

久高島四九月のハンザナシー祭祀が、粟国島のヤガン折目に相当する、島の風景を一巡する神祭祀であることは、上に触れた。神が他界から訪れ、それを聖なる杜・御嶽で迎え、そして集落内の祭場にまで導き、願いを奏上し、供物でもてなし、丁寧に送り出す、そのプロセスが、この両祭祀には共通している。それは単に久高島と粟国島の個別な相似関係というより、沖繩の島嶼社会が育んできた島内と外部との関係の世



図25 祭庭の帆 外間祭庭四月ハンジャナシ・ムリーバ儀礼  
1978年 撮影：親泊康哲氏 [親泊1981:70]

界性を、祭祀世界のコスモロジー表現の中に投影する方法が共有されていることを示している。筆者は、本島北部の伊是名島の年中祭祀に例をとり、その世界観の構造を考察したことがある〔伊従一九八七b〕。しかし、ここでは、祭場の設営方法の共通性に問題を絞っている。先ず、「日覆い」に用いられる「屋帆」の問題である。

久高島ハンザナシ祭祀にも、実は屋帆

が登場する。ハンジャナシ祭祀最終日、海上他界のニライ・カナイから訪れていたアガリウプヌシ一行が、船を仕立てて旅立つ儀礼「ムリーバー」(戻り爬竜)即ち、神送りの神事が外間殿で行なわれる。船に見立てた竹竿を間に二列に並んだ神女達の二漕の船は、帆を立てて荒海に浮かび出る。「アラシヘーのテイルル」という歌謡が謡われる(図25)。

〔原文〕

…ウリ アカチュバヤ

テイタテリ

ウリ トウンヌヤープ

アウラチ

ウリ ワヤヌヤープ

アウラチ

ウリ ワガニラー

ウシユキテイ

ウリ ワガハナー

ウシユキテイ

…

〔現代語開読〕

…

それ 帆柱を(「ウリ」は掛け声)

立てなさい

それ 殿の屋帆を

煽らせなさい

それ 我が屋帆を

煽らせなさい

それ 我がニライへ向けて

押し浮けて

それ 我がカナイへ向けて

押し浮けて

…〔傍線引用者〕

(開読は「畠山一九八一・九三」〔比嘉一九九三下二一三六〕を参照した)

ここに謡われる「殿(祭場)の屋帆」は、文字通り殿(祭場)に張られた屋帆(または弥帆)であろう。それが、今日タモトミヤに張られることもある「ミョーイ」<sup>(18)</sup>であるのか、外間拝殿のアカヤミヨープであるのか、推定するためには「殿」の語義をもう一度確認しておく必要がある。

『由来記』記載の地方の祭場を網羅的に考察した拙稿「一九八七a」で述べたように、「殿」とは『由来記』の時代には、特に公儀祭祀の時に神職のために設けられる座、その場の時空を特異化する呼称であった。

『由来記』巻一王城公事二三五六月の麦稲祭祀の祭場について、「於諸間切根所設席、各巫座シテ、以有祭祀」とあり、王府は村落の根所（宗家）を祭場にするよう指導したが、実際には御嶽を祭場にし、集落内には祭場を持たない地方も存在した（例えば『由来記』巻十四具志川間切）「伊従一九八七a・七五f」。人家を祭場にする場合は、その場を主催する神格・靈格にそれ相應の礼拝を行なうのが沖繩の祭祀の伝統であるから、当然人家の守護神である火神が先ず礼拝の対象になる。久高島の場合は、特異に発達したトゥパシリ（ウプグイ）と床神礼拝が加わる。その後、神人供応の場即ち「殿」「庭」に移って儀礼を行なう二段階となる。例えば、『由来記』巻十四の与那城間切の十箇所の祭場「殿」は、すべて

人家に設けられる祭場であることが明記（「某家ニ設席也」）されているが、火神への供物と殿への供物が区別されて表記されていることから、二段階の儀礼を行なったことが分かる。筆者は、伊是名島、久米島、そして久高島でこのことを確認してきた「伊従一九八七b、一九八九」。上に引いた粟国島ヤカン折目の八重の殿の「火神祭り」と「庭祭り」も、この二段階形式を踏んでいる。

ところで、久高島の外間拜殿では火神・ウプグイ礼拝があるが、御殿庭ではそれがない。バイカンヤには火神が祀られているが、久高巫によるその礼拝は非常に限定的で、外間拜殿の火神礼拝のような島の祭祀次元に必須の儀礼過程とはなっていないことは、既に述べた。従って、人家の祭場ではない御嶽であれば、火神礼拝はなくて当然なのである。具志川間切の「御嶽の殿」は、このような場合である。従って、火神の祭場のみを「殿」として定義する説「鳥越一九六五・一六二ff」〔稻村一九七七・三九

六ff〕は、今日民間でもよく耳にするが、それは祭屋を母屋から別棟化する明治以降に生じた傾向に影響された見方と言わざるを得ない<sup>19)</sup>。

以上再確認した「殿」の祭場としての現象的性格を考慮すれば、上のティルルの「殿の屋帆」とは、外間拜殿のアカヤミヨープであるよりは、タモトミヤ即ち殿のミヨイである可能性の方が高い。しかも、ハンザナシー祭祀の最終日「ムリーバー」神事の時には、ミヨイの下は男神職の座となっているから（図23）、「帆」の象徴的な意味（ニライ・カナイへ向かう船）と、「屋帆が日覆いになる」という幕の機能は、儀礼の表現的文脈と現実の機能という次元の「ずれ」あるいは「揺らぎ」を含みながら共存している。しかし、この「ずらし」こそ、主要五マツティの時に、帆が幕となつて「日覆い」としてタモトミヤに懸けられることを可能にする。

この「ずらし」の技法とは、オモロ以来祭祀歌謡が引き継いでいる対句や反復の技

法と関わっている。即ち、同義反復のように見えながら、微妙に意味のずれた句をつなぐ歌謡形式の技法が、祭場設営にも発現している、と考えられる。栗国島の「屋帆」と「あから幕」の連句がそれであった。また、同じく、「コネリ御唄」の「ミヨイ引く引く」と「屋帆引く引く」「ウムイ四九」の言い換えがそれであった。このことに気がつく、実は、久高島で「アカラミヨープ」(屏風)が、赤い天蓋にすり代わっている理屈が見えて来そうである。

#### 4-5-1 赤い天蓋(アカヤミヨープ)

に置換された「アカラ屏風」

歴史的に見て、久高島の女性神職による直接の見聞と、一六七二年までの王府の島祭祀への直接的な関わりから、王府儀礼に用いられてきた「アカラ屏風」が直接島に伝えられた可能性は、上に示した王府儀礼の例によって、傍証できた。しかし、それではどうして、「金の屏風」が「赤い幕」に置き替わったのであろう。単純な理由と

しては、民間では金の屏風などの使用は許されなかった、ということも考慮には入れておこう。仮にそうだとしても、では、どうしてそれに代わる赤い幕は垂直に懸けられなかったのであろう。その意味で、八月十五夜のアカヤミヨープの異例の使用方法は、島の伝承(天幕としてのアカヤミヨープが庭に張られた時代があった)にもかかわらず、屏風としての使用方法の痕跡と見ることが出来る。

もう一つのヒントは、やはり、祭祀歌謡の反復方法にある。

既に引いた、『御新下り日記』(大里間切番所の記録)与那古濱御飯屋の条には、

「金之屏風立、…幕引廻シ」(この場合、屏風と幕は別のもの)とあったが、この表現は日常的で普通である。しかし、斎場御嶽の「アガリユウ」の祭祀歌謡には、「金の御屏風を 赤ら御屏風を/立て回して 引き回して」となる。立てるとも引くともいうところに、ずれが生じている。この「引く」という表現が、オモロ(巻二十・一三六

七)以来の「幕(屋帆)引いて」という慣用句を誘引してくる。この可能性が久高の場合にあるかどうか検討してみよう。

既に見た、久高島ハンザナシー祭祀の「アガリウブヌシ」のティルルには、次の連句があった。

「アガリウブヌシ」(但し開読文)

1 外間根人が 大切に管理する真庭に

2 赤らミヨープを

3 立派な(君の)ミヨープを

4 押し上げ申して

5 村頭が「中途略大意…村の人々から米を集めて」

6 炊いた御飯を

7 押し上げ申して

(「畠山一九八一…七〇」参照)

問題は第2-3-4句の「アカラミヨープ/押し上げ申して」という表現にある。この形式は、上に見てきた他の地方の歌謡の「屏風を立てる」とも、「幕を引く」とも異なる。どうも奇妙である。屏風や幕は

「押し上げ申す」ものではなく「引き回し」「立て回す」もので、神酒や供物や「敷きタモト」のように、丁重に神に「押し上げ申す」ものではない。ここでは、両者が混同されている。

実は、このテイルルの内容の形式には類型がある。それは中域城内の祭場の項で検討したような次の連句形式である。

「八尋殿／御前立て／真白御幕を引き回して／それが御内に／あふタモト（神職の座）を／押し上げましたら」  
 「オタカベー一二」

「あふたもと／しきたもとを 添えられて／その真中に／祝女金を／立派な御招請」  
 「ウムイ一六」  
 「齋場森／…／八尋御殿／…／金の屏風を 赤ら御屏風を／立て回して 引き回して／その御内に 其の御真中に／銀酌を 黄金酌を／据え並べて 並べ据えて」  
 「アガリユウ」「クエーナ三二」  
 この種の歌謡は他の地域にも散見する

「ウムイ八一、一〇五、二三一、二三五、三二六、三一九、三八三など」。つまり、祭場を何らかの方法で整え、そして囲い、その真中に、神職のタモト（神座）を置き、神職を招き入れる、という連句形式である。ところが、久高島のテイルルでは、祭場の舗設も、神饌と同じように扱われてしまっているから、祭場設営を謡う部分がなくなり、ミヨープを「ウサギノーチ」（押し上げ申す）することになってしまっているのである。歌謡の原形に倣えば、上記の「アガリウブヌシ」の第4句は、次のようにならない。

「アガリウブヌシ」復元案

- 1 外間根人（ふかまし）が 大切に管理する 真庭（まごころ）に／
- 2 赤らミヨープを／
- 3 立派な（君の）ミヨープを／
- 4 引き（立て）回して「変更部分」
- 5 村頭が／「村の人々から米を集めて」
- 6 炊いた御飯を／「その御内に」

7 押し上げ申して

このように直すと、このテイルルが叙述する祭場は、次のようなイメージとなる。祭を迎えて、外間の祭庭に直接アカラミヨープを「引き回して」神座を整え、御飯をそこに捧げる、となる。即ち、テイルルでは建物の中にミヨープが舗設されるとは謡っていない。あたかも、御新下り儀礼の幕屋の様に、祭庭に直接舗設されるかのようである。しかし、現実のアカラミヨープは拝殿の大庫裡に、屏風でなく幕として吊られるから、テイルルと現実の祭場には齟齬が生じている。

この齟齬は、久高島正月の同じ外間拝殿での「ヘーナガーキ」のテイルルを参照すれば、さらに明らかになる。次のその一部を引こう。

「ヘーナガーキ」のテイルル（但し開読文）

外間神殿（みまがく）の真ん中（まんなか）に「拝殿大香炉の別名でもある」／向かって／芳しい御香／束の御香を／押し上げ申して／ア

カヤミヨープ／君がミヨープ／押し上げ申して「比嘉一九九三下…二二〇」

このテイルルも「アガリウプヌシ」と同じように、「ミヨープ」を「押し上げ申すもの」にしてしまい、舗設する場所が明確になっていない。そこで上と同様、歌謡の類型に準じて復元してみると、前後が逆になって、次のようになる（下線部を前にもつてくる）。

### 「ヘーナガーキ」復元案

アカヤミヨープ／君がミヨープを／引き回して／外間神殿の真ん中に（拝殿大香炉）／向かって／芳しい御香／束の御香を／押し上げ申して／「二重傍線部…変更部分」

こうなると、舗設する場所がはっきりし、そうして出来た場所に御香を「押し上げる」ことが明確化する。この形式は殆ど齋場御嶽の「アガリユウ」のクエーナと叙述内容が同型である。しかも、室内の神職の座を屏風で舗設する点で同型、即ち、齋場御嶽の御待御殿でも外間神殿の大庫裡（一

番座）でも、屏風を立てて神座を舗設する室内の「屏風構」として同一である。ミヨープが屏風であるならば、という条件下においてである。しかし、外間神殿の座構えは、現実には「屏風構」ではなく天蓋なのである。

結論を急ごう。ここで問題にしている「アガリウプヌシ」のテイルルの一部分は、上の歌謡形式復元で明らかのように、或る種の歌の原型からのヴァリエーションであるらしい。しかも、歌謡が忠実に祭祀の現実の状況を写しているわけではないことも分かった。祭祀歌謡の表現するものと祭祀の現実のこれらの「齟齬」については、驚くには当たらない。拙稿「一九九三」において示したように、王国時代に齋場御嶽で行なわれた久高島渡島代用儀礼の歌謡（『おもしろさうし』巻二十二）が、かつて実際に渡島した時代の歌を「本歌取り」しつつ短縮して、御嶽内部の儀礼だけで渡島過程を「幻視」する仕掛けとなっていた。久高島においても、歌謡の幻視的側面を無視

できない。

しかし、幻視に頼る部分は早晚形式化し、意味と形態は「ずれ」て行く宿命にある。アカヤミヨープという語句の背景には、「アガリユウ」のような祭場舗設の状況を謡う歌謡群の舗設のパラダイムが、前提にされていた筈である。前提にされつつも、現実の祭場は必ずしも歌謡の示すごとくではなかった。「殿」という祭場の概念がそうであった。建物を本来意味するこの語句が、現実には神職の仮設の「御座構」に当てられた。このような「見立て」を許容する祭祀歌謡の空間が、祭祀の現実と虚構の間をつないでいた。「アカラミヨープ」に見立てられるものは、現実には屏風ではない。しかし、「御座構」として、「幕構」「屋帆」「日覆い」「屏風構」が相互置換可能であるからこそ、ミヨープは最も高貴な御座として、大君に関わる「君がミヨープ」として、差し当たり可能な舗設「赤い天蓋」の向こう側に幻視されていたと考えられる。あるいは、かつて島を司祭した聞

得大君の用いた「御座」の名残として、島の最も高貴な神職（クニガミ）達の座に、あるいは本当に、金の屏風が置かれたことがあつたかも知れない。しかし、本来「赤い屏風」を意味しない「アカ、ミヨーブ」が、「赤い天蓋」に変じたとき、本来の意味は忘れられ始めたのかもしれない。

他の地方に比べると、歌謡形式を變形してまで、アカヤミヨーブに過度の注目を払うのは、久高島と聞得大君との関わりに負っていると考えられる。アカヤミヨーブが「引き回す」ものでなく「押し上げ申す」ものとなった理由についても、「君のミヨーブ」という句が多くを語っていよう。大君の就任儀礼を司祭する巫を出した聖なる島の、その巫殿内や祭場の「御座構」（神職座）に対して、方一間の「屏風構」と「幕構」の二重に舗設して出来上がつていた与那原や斎場御嶽の大君の幕屋形式に倣つて、それを偲ばせる何らかの舗設がこの島で考案されてもおかしくない。大君に因んだ「御座構」であれば、「君の屏風」も

しくは「君のミヨーブ」自体が貴いものとなり、単に祭場を舗設するだけのものではなく「押し上げ申す」貴いものとなる。

それに対して、上に見てきたように他の離島・地方の主要祭祀歌謡に登場する「日覆い」の白い天幕に対する言及を、久高島の旧公儀祭祀の歌謡には見いだすことが出来ない。アカヤミヨーブについても、最も公儀的性格の高い筈の主要五マツテイ（一三五六八月）のオタカベやテイルルの採集記録<sup>(20)</sup>にも見いだすことはない。幕が現実には張られているにもかかわらず、言及されていない。

「アカヤミヨーブ」の語が久高島の祭祀歌謡に登場するのは、七マツテイではなく、島中祭祀であるハンザナシー来訪神祭祀第三日目の「アガリウプヌシ」「ファアガナシ」と、正月の「ヘーナガーキ」のテイルルであつた。ミヨーイに関わると思われる「屋帆」の語句が登場するのは、やはりハンザナシー祭祀四日目の「ムリーバー」(図25)の歌謡であつた。即ち、久高島に

おいては、祭場の舗設が実際に行なわれている旧公儀祭祀の状況下で、この舗設が謡われていないのである(表1参照)。ということは、「アカヤミヨーブ」は、王府指導下の公儀祭祀の標準化の傾向(十八世紀初頭)に伴つて登場した祭場舗設ではなく、それとは異なつた文脈の祭場舗設の伝統、即ち王府儀礼の舗設マニュアルが島に直接影響を与えた、より古態を示す祭場舗設の痕跡と考えることができるであろう。

#### 4-5-2 涼傘とアカヤミヨーブ

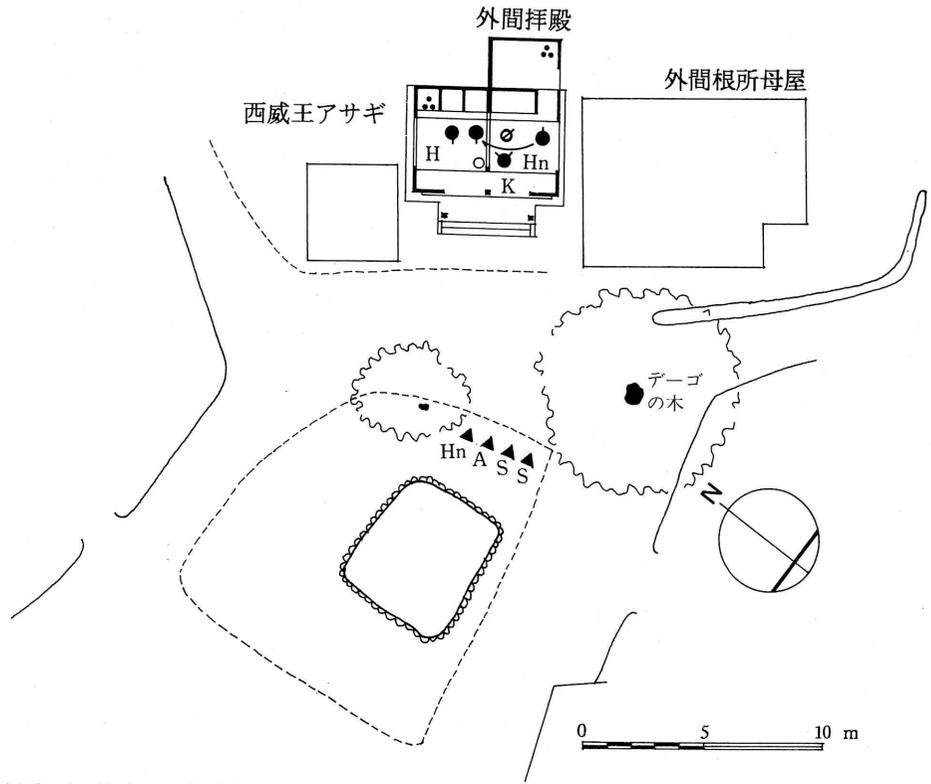
十七世紀のオモロに、御嶽の祭場に「屏風構」の神座が舗設されたことが謡われていたことは、既に見た。人家の庭先に祭場が設営されるように王府の指導が始まる以前に、神座の舗設として屏風構えは成立しており、御嶽の祭場にも設営されたらしい。久高島を訪れた折口に、アカヤミヨーブの来歴を説明した当時の久高巫の夫が教示したように、他の舗設方法として、祭場に立てられる「涼傘(りゃんさん)」という儀

礼用の日陰傘がある。古くは袋中の『琉球神道記』（二六〇六年）にあるように、「新神」（新しく就任した王府神職）が出現する八月の御嶽に涼傘が掲げられ、それに呼応した十月の王宮の庭でのキミテズリ儀礼にも、涼傘が三十余も立てられた。明治四十年の今帰仁コモケナ御嶽での地方神女の就任儀礼・御新下りの際にも、遠目に涼傘が認められた、という「島袋（一九五〇）一九七一・三〇九」。涼傘と日陰屋の天幕は置換しうる。御嶽での儀礼は女性神職のみが関わる儀礼であるが、集落内の祭場でも儀礼を繰り返す。久高島の外間の祭庭や御殿庭はそれである。舗設も繰り返される。しかし集落内の祭場には家屋祭場が加わる。涼傘や屏風構え、あるいは涼傘と幕構えが、室内の舗設に転じながら、屏風を落とし、天幕に置き換えられ、名称には「屏風」を保持したものが、「赤い天蓋」の不思議の顛末なのかも知れない。

久高島の場合、ハンザナシー祭祀にのみアカヤミヨープがテイルルに謡われる理由は、このような御嶽祭場であつて使われた涼傘に相当する集落内祭場の舗設を検討する中で考えられる。その理由の一つとして、このテイルルの歌われる外間祭庭の使用の特徴が挙げられる。ハンザナシーの本祭（クライマックス）は外間祭庭で行なわれる。この時、外間拝殿のクニガミの座は、ニライ・カナイからの来訪神を迎える村の代表としての外間巫・根神の座になつており、タモトミヤは男神の座となつている（図23）。建物も含めて庭全体が「同時に」祭場なのである。正月の外間祭庭のあり様（図22）についてもこれは当て嵌まる。実は、拝殿を含めて祭り庭を全体として使用する方が、むしろ年中行事としてはより一般的なのである。例えば、毎月一日と十五日に行なわれるフシヌウガンには図26に見るように、拝殿ウブグイ（一番座）がクニガミの座となり、巫のお付きの神職（ウメーギ）は二番座に控える。庭のタモトミヤは男神の座となる。ただし、この時拝殿にはアカヤミヨープは張られず、タモ

トミヤにもミヨイは張られない。このような祭庭の使用方法が七マツテイ以外のローカルな祭祀に共通する。ハンザナシー祭祀には、このような神職配座のなかに、拝殿にアカヤミヨープが張られ、庭に帆が掛けられ、他界から訪れる神々が登場するのである。既に触れた麦稻主要五祭祀には、これとは異なる二段階の儀礼形態をとる。クニガミが外間拝殿の中の火神（竈神）・ウブグイ香炉・床神を拝礼している時、タモトミヤのタモト達も呼応して拝殿方面を拝礼するが（図15）、クニガミが拝殿を出てタモトミヤに移動したとき、拝殿の二番座には大里根神やアマミヤ神が残るが、アカヤミヨープの下は空位になる。祭場の重心はタモトミヤに移る。この時の舗設が「日覆い」即ちミヨイと「敷きタモト」なのである。従つて、家屋内祭場のない御殿庭の「神アサギ」とは、「日覆い」の常設化（建築化）した祭祀小屋と考えることができる。神アサギが神職の座として使用されるのは、

図26 毎月フシヌ御願の外間祭庭神職配座



記号凡例 (空位は1993年現在)

- |    |            |    |           |
|----|------------|----|-----------|
| ●  | 巫・根神       | M  | 村頭        |
| H  | 外間巫        | S  | ソールイガナシ   |
| Hn | 外間根神 (空位)  | A  | アカチュミ     |
| K  | 久高巫 (空位)   | Hn | ハニマンガナシ   |
| ⊙  | ウメーギ (補佐役) | Nh | 外間根人      |
| ▲  | 男性神職       | Nk | 久高根人 (空位) |
- (兼任)

七マツテイの時だけである (表1) ことは、このことを裏付けてもいる。

従って、庭全体が祭場の時、「アカラミヨープ」は、庭から見た集落の神職の神座「御座構」の標しなのである。貴人の神職の座の標しである。訪れる世界の神の座なのではない。三日目の「アカハンジャンナシ」儀礼のティルルに「外間根人<sup>ふかまねび</sup>が守る真庭に<sup>まじりまじり</sup>赤らミヨープを立派な (君の) ミヨープを押し上げ申して」と「庭」が強調されるのは、拝殿と庭を含めた全体が同時に祭場になっていることを示している、と思われる。四日目の「ムリーバー」には屋帆が語られる。この時、タモトミヤには男の神職が座しているが、彼らのために屋帆の日覆いが張られている訳ではない。女性神職の座ではないこの時のタモトミヤは、主要五祭祀のミヨープの張られる神座とは性格を異にする場所なのである。訪れそして旅立つニライ・カナイの神々は庭で儀礼を行なう主役になっているから、取り立てて神々の座が設営されない。

従って、麦稻祭祀の時に、祭場を整え公儀神職を祭場に御招請するという主旨の、他の地方の麦稻祭祀歌謡の定型句は登場しやうがない。海上の他界から船を仕立てて具体的に島まで至る旅程が謡われるのである〔畠山一九八一・七八f〕。帆のシンボリズムの方が、「日覆い」の機能よりも強い。帆の意味は、具体的かつ包括的な島のコスモロジーのなかに置かれている（粟国島のヤガン折目もそうであった）。祭場の準備過程を謡う部分にのみ、他の地方でも用いられる歌謡の定型句が変形されて、「君のミヨーブを／押し上げ申して」となつたと考えられる。祭りのクライマックスではない。そのため、クライマックスの舗設を叙述する他の地方の歌謡形式からはずれるものとなつたのであろう。

おわりに

こうして、紆余曲折を経て辿つてきた「赤い天蓋」の来歴探索の道筋は、久高島の祭祀がかつて帯びていた聞得大君の祭祀

との強い関わりに辿り着いた。常設の神の家を造営するのではなく、儀礼を通じて神を招き、祭場に神（職）の座を設けることの方に注目する、儀礼中心主義〔伊従一九九三、三四f〕の琉球の祭祀伝統において、一般的かつ基本的な祭場舗設「御座構」の諸方法の中に、久高島の神座舗設の仕方位置づけてみれば、その特徴が浮上してくる。

本稿で確認した舗設方法とは次の通りである。

- (1) 「屏風構」(室内) .. 御新下り・斎場御嶽御待御殿
- (2) 「棧敷構」(床の舗設+「屏風構」) .. 王城後之御庭八月十五夜棧敷
- (3) 「幕構」(三方幕囲いと天幕) .. 中城城内之王子(名代)座構
- (4) 「幕屋」(幕構+屏風構) .. 御新下り・斎場御嶽大庫裡
- (5) 「日覆い」 .. 中城城内之殿巫座(御殿石段)
- (6) 「御仮屋」(床..ねくふく+畳+筵、

壁..蒲葵葉張り、「幕構」(外部)、「屏風構」(内部)、天井..かやこも、屋根..萱葺) ..

聞得大君御新下り儀礼、与那原御本殿、御仮屋、斎場御嶽・御待御殿

(7) 綾タモト(綾筵)+屋帆(赤ら幕黄色幕、「あから日覆い」) ..

粟国島ヤガン折目祭場  
(8) 綾筵+綾屏風 ..

今帰仁村玉城巫就任儀礼  
(9) あからみよぶ ..

久高島ハンザナシー祭祀アカハンザナシー儀礼

(10) 屋帆 .. 久高島ハンザナシー祭祀ムリーバー儀礼

王府の祭場舗設の方法「右記(1)から(6)」は、いくつかの基本的な方法の複合として成り立っている。床については、座の主人公の位に依じて、筵だけで済ます場合から、畳を置き、さらに上敷きの縁付きの筵を敷く場合までの諸段階がある。その民俗的形

態が綾筵や「敷きタモト」である。屋根もしくは天井については、「日覆い」の幕が張られる場合と、仮設建物を建て萱屋根を葺く場合があった。さらに、移動可能な屋根として、貴人に差しかけられる涼傘が用いられることも、付け添えておこう。民俗的に「幕を引く、帆を引く」と語られる場合は、この天幕を吊ることと壁の代用に幕を張ることを兼ねているようである。壁については、「屏風構」と「幕構」の選択・組み合わせが基本で、仮屋を建てる場合には、構造物の内側に屏風を構え、外側に幕を張る。「幕構」は屋外の御座の仮設方法であり、天幕を加えて「幕屋」を構成したと思われる。「屏風構」は屋外と屋内の双方に用いられた。屏風を立てることは、御新下りの儀礼に見たように、王府儀礼において貴人の御座を舗設する際の必須の方法であったから、祭祀儀礼における高貴な神職の御座構えにも適用されたとみてよい。凡そ儀礼の場の舗設に関する王府の担当部局は同一（御双紙庫裡勢頭方、当方）で

あるから、宗教儀礼と政治儀礼の舗設の区別は余り生じないことがわかる。

久高島は、少なくとも一六七三（尚貞五）年までは国王が隔年に行幸し、主要祭祀を聞得大君が直接司祭していた島である（『球陽』巻七）。大君渡島の際は、当然ながら官吏が同行した。『球陽』巻六尚質王二十（一六七七）年の条に、「古ヨリ久高島御祭ニ値フゴトニ、聞得大君加那志、カノ島ニ幸ス。御物奉行官一員ハ、久高島ニ至リ、一員ハ與那原ニ至リ以督理ヲナスコトアリ。是年大台所（接待・礼式の料理役）ノ役人ハ、其事ヲ督理スルコトニ改定ス」とある。一六七三年以後、国王の名代で島に使わされた「当官」とは、王府の儀典官であるから、国王の行幸の中止の前後に拘らず、王府の祭場舗設の方法が直接島に伝えられていたことは、十分考えられる。王国時代に祭場舗設の方法が直接王府から伝わった地方は、従って、この久高島が筆頭であろう。貴人の座を舗設する「屏風構」や「幕構」は、王府の神職が来島した折に

仮設されたであろうし、島の巫が司祭した聞得大君の御新下り儀礼の祭場でも舗設されていたから、巫を通じて島に伝えられただろう。これが、他の地方と異なつてアカヤミヨープという語で示される「ミヨープ（屏風）」ならぬ天蓋を、久高島の主要な祭祀（七マツテイ）のみならず島のローカルなコスモロジーを如実に示すハンザナシー祭祀や正月儀礼において、島の最高神職であるクニガミの座の上部に張る習慣を生んだものと考えられる。公儀祭祀の一般的な舗設方法としてではなく、大君との関わりを通じて導入された祭場舗設であった。より一般的な主要五祭祀の白い天幕「日覆い」は、久高島にあつては、祭祀歌謡にほとんど謡われていないか、残存してないのである。

屏風として相応しい舗設の痕跡は、八月十五夜の時に垂直に下げられるアカヤミヨープに、むしろ残っている。しかし、神職の座の背後に舗設される「屏風構」としてではなく、大君に因む「ミヨープ」自体が

拝礼の対象となり、「押し上げ申す」対象となつて伝えられているところに、特殊な一地方・久高島での王国時代の祭祀伝統の残存形態を読み取ることができよう。

## 注

一、写真使用を許可いただいた比嘉康雄氏と親泊康晴氏に謝意を表したい。

二、本稿は、平成四一六年度科学研究費補助研究(一般C)「旧琉球王国首里王城祭祀・久高島祭祀の祭場についての空間論的研究」の成果の一部をなす。

(1) 『中山世鑑』(一六五〇)巻一、『琉球国由来記』(一七一三)巻一、卷十三、『球陽』(一七二九)巻一など。

(2) 国家的な立場からみた久高島の意味については、拙稿「伊従一九九三」で考察した。

(3) 国王行幸は一六七三年に代理官の派遣に改められた(『球陽』卷七尚貞五年)。以下の歴史資料参照。『中山世鑑』(二六五〇)巻一、『琉球国由来記』(一七一

三)巻一、卷十三、『球陽』卷三「尚円王」条、卷四尚清代、卷六尚質二〇年。

(4) 王国時代には、通常数箇村に一人ノロという公儀祭祀巫(女性)が任命されていたが、重要な離島(伊平屋列島伊是名島、久米島、宮古、八重山諸島)にはノロの上位の上級神女が配属されていた(伊平屋列島伊是名島の年中祭祀に占めた上級神職の意味については、「伊従一九八七b」乞参照)。しかし、久高島には特別の神職は置かれず、聞得大君が直接主要な祭祀を司祭した。『球陽』卷六尚質二十(二六六七)年には次のような条がある。「古ヨリ久高島御祭ニ値フゴトニ、聞得大君加那志、カノ島ニ幸ス」。

(5) 数え方にもよるが、先代の外間巫ウメーギ(外間巫の付き人的神職)西銘シズ氏によれば、凡そ二十五「桜井一九八一・六」、祭祀内容を個別化して数えれば三十九「同書」、比嘉康雄氏の調査「比嘉一九九三下」によれば、二十八の集落次元の祭祀が行なわれている。

(6) この両者は、「麦のミシキヨマ」「麦粟穂祭」「麦粟大祭」の祭場としてのみ記

載されている。

(7) 琉球近世における祭場呼称「殿」は、現在でも使用されているが、年中祭祀用に別棟化された祭祀家屋を今日「トゥン」と呼ぶ場合が多い。本来は、『由来記』に、「於諸間切根所設席、各巫座シテ、以有祭祀」(『琉球国由来記』巻一「王城公事」二月「麦穂祭」、三月「麦大祭」、五月「稲粟穂祭」、六月「稲粟大祭」の条)とあるように、祭祀の折に設営される祭場を、「殿」と表記した。

(8) 沖縄本島周辺には、「トゥハシリ」もしくは「トゥハシラ」の祭祀伝承が所々伝えられている。家次元から集落次元の祭祀にいたるまで今日でもなお一貫してトゥパシリ香炉を置いて礼拝を行なっている地域は、久高島において他にはない。トゥパシリについては「赤嶺一九八五、一九八六」が、家屋新築の柱立て儀礼の時に礼拝される家屋の東南の柱の信仰に由来すると解釈している。

(9) 拙稿「一九八七b」において、伊是名島の公儀祭祀、島中祭祀の祭場使用の状況を詳しく考察した。公儀祭祀祭場

(9) 殿を、島中祭祀に準用する仕方は、地方偏差が大きいことに注意しなくてはならない。「伊従一九八七a」。

(10) 六月のマツティと六月十六日のミルクグワツティ(新六月・太陽のまつり)、八月マツティ(8/10)から十五夜(8/15)までは、それぞれ連続祭祀と見做され、アカヤミヨープは張られたままである。六月には巫殿内にもアカヤミヨープが張られる。注12参照。

(11) 御殿庭にあるバイカン屋の火神とトウパシリの香炉を、島次元の年中祭祀の折にアガリウブヌシ神を兼ねていた久高巫が拝す機会が二度ある。一月麦のソージマツティの中心儀礼の後に行なわれるフカラク行事と九月ハンザナシーの二日目(神迎えの準備日)ムムハメー行事である。後者の場合、クニガミや男神達に捧げられるイラブーの神饌が神アサギのなかに並べられるが、饗応儀礼は神アサギの中では行なわれず、バイカンヤ南側の御殿庭で行なわれる。「比嘉一九九三下…一四〇」。神アサギは、七マツティの本祭における女性神職のための座(タモ

ト)に限定して使用されている。

(12) 折口信夫が一九二一年に久高島を訪れたのは、この六月マツティとミルクグワツティの時期であった。その年の旧暦六月十六日(ミルクグワツティ)は七月二十日、六月マツティの日選びに当たる旧六月の中の壬・癸は七月十八、十九日であったから、この年は三日連続の祭りであったはずである。折口の外間巫殿内の間取りのスケッチ「折口一九七六、巻十六・一六九」には「アカヤミヨープ」がはつきり描かれているから、七月二十日に折口が久高島にいたことは確実である。また、巫がトーツルモドキの冠(ハブイ)を被った写真を撮影している「折口一九七六、巻一、二口絵」。巫達はハブイを七月十八・十九日の六月マツティの儀礼に被ったはずであるから、少なくとも七月十九日に折口は既に久高島にいた可能性もある。

(13) 王城での十五夜祭祀は、一七二九年―一七六八年まで中止されていた(『球陽』巻十二、一七二九年、巻十五、一七六九年の条)。

(14) 以下の引用・参照の祭祀歌謡は、「外間・王城一九八〇I」所収のものについては、同書の歌謡登録番号で示す。

(15) 一八四〇年の御新下り儀礼準備の克明な記録「聞得大君加那志様御新下日記」(琉球藩大里間切)には、与那原祭場での祭場設営の様子を窺うことが出来るだけである。斎場御嶽での準備を記録した知念間切の「日記」が存在したことは分かっているが「法政大学沖縄文化研究所編『日記』解説」、発見されていない。

(16) 十月のマーミキグワの後に、二人いるソールイガナシの一方の交代儀礼(任期二年)が新任候補者の家で行なわれる。

(17) 池浩三は、神アサギの原型を稲積に見てとり、稲積が高倉に発展する過程で祭場に転化したと考えている。「池一九七九」第四、五章。

(18) ムリーパー儀礼の時に、ミヨイがタモトミヤに張られる時もあり、張られない時もある。ここに掲げる写真(撮影一九七八年)「親泊一九八一・七〇」は、張られた時のものである。一九七六年の映像記録「比嘉一九九三下…一二八、一

三四」では張られていない。筆者の見学した一九九三年(図23)には張られていた。

(19) 火神と殿との関係については、「伊従一九八七a・八八一―一〇七」に詳説した。乞参照。

(20) 久高島の年中祭祀のオタカベや歌謡は、「外間・玉城一九八〇I」や「久高島調査委員会一九八五」にも多くは採集されてはいない。「古典と民俗学の会一九八二」[畠山一九八一、一九八二、一九九二]「比嘉一九九三上下」等を参照した。

#### 引用・参考文献リスト

注記：括弧入り出版年は初出

赤嶺政信 一九八五 「トゥハシリ考」『歴史手帖』Vol.13-10：17-23.

赤嶺政信 一九八六 「トゥハシリをめぐる諸問題」『沖縄民俗研究』No.6：1-9.

比嘉康雄 一九九三 『神々の原郷 久高島』上下巻、第一書房、東京。

外間守善・玉城政美(編) 一九八〇 『南島歌謡大成』I(沖縄篇上) 角川書店。

外間守善・波照間永吉 一九八五 「久高島及

び周辺聖域の神歌」『沖縄久高島調査報告書』法政大学沖縄文化研究所。

畠山 篤 一九八一 「カンジャナシー」桜井満編『沖縄県久高島の祭り』白帝社。

畠山 篤 一九八二 「八月ヨークビの秘儀」沖縄国際大学文学部紀要国文学篇11・1／2。

畠山 篤 一九八九 「粟国島のヤガン折目」『南島文化』11、沖縄国際大学南島文化研究所。

保坂達雄 一九八五 「折口信夫の沖縄探訪」『芸能』Vol.27-9.

池 浩三 一九七九 「南島諸島における神アシャゲの性格」『祭儀の空間』相模書房。

伊従 勉 一九八七a 「沖縄本島周辺村落の祭場・殿の現象的性格について」京都大学人文科学研究所紀要『人文學報』61。

伊従 勉 一九八七b 「祭祀の選擇性と守護性についての空間論的考察―沖縄伊是名島の年中祭祀をめぐる―」京都大学人類学研究会(編)『季刊人類学』18―2。

伊従 勉 一九八九 「沖縄久米島の稲祭祀祭場の仮設性について」京都大学人文科学研究所紀要『人文學報』63。

伊従 勉 一九九二 「風景の多次元―流通する風景と流通以前の風景」古川・大西(編)『環境イメージ論』弘文堂。

伊従 勉 一九九三 「聖なる島への国家的視覚の形成―琉球王国御新下り儀礼に見る久高島の意味」京都大学人間・環境学研究所研究紀要『人間・環境学』2。

鎌倉芳太郎 一九八二 『沖縄文化の秘宝』岩波書店。

古典と民俗学の会 一九八一 『沖縄県久高島の祭』古典と民俗学叢書V、白帝社。

倉塚睦子 一九七九 「聞得大君論」『巫女文化』東京、平凡社。

仲松弥秀 一九七五 「神と村」伝統と現代社。オーシュリ・上原(編) 一九八七 『青い目が見た大琉球』那覇、ニライチ。

沖縄久米島調査委員会 一九八二 『沖縄久米島』資料編、東京、弘文堂。

沖縄県教育委員会 一九七九 『イザイホー調査報告』

折口信夫 (一九二二) 一九七六 『沖縄探訪手帖』『折口信夫全集』16、中公文庫。

折口信夫 一九七六 『折口信夫全集』1(古代研究・国文学篇)、中公文庫。

- 折口信夫 一九七六『折口信夫全集』2 (古  
代研究・民俗学篇)、中公文庫。  
親泊康哲 一九八一『続アシャゲの遊び』那  
覇、自家出版。  
琉球王府 一九四〇 伊波普猷・東恩納寛惇・  
横山重(編)『琉球資料叢書』1、5、東京、  
名取書店。  
琉球王府 (二七二一)『琉球国由来記』(第1、  
2冊)  
琉球王府 (二七〇二)鄭秉哲(編)『中山世  
譜』(第4冊)  
琉球王府 (二六五〇)向象賢(編)『中山世  
鑑』(第5冊)  
琉球王府 (二八七五)一九八二『聞得大君御  
殿并御城御規式御次第』小島(校注)『神道  
大系』神社編52沖繩。  
琉球王府 (一七〇六)一九八二『女官御双  
紙』小島(校注)『神道大系』神社編52沖繩。  
琉球王府 (二五三一―一六二三)(一七一〇  
書写本)一九七二『おもろさうし』外間・西  
郷編岩波思想大系。  
琉球王府 大里間切(二八四〇)一九八二  
『聞得大君加那志様御新下日記』小島(校  
注)『神道大系』神社編52沖繩。
- 琉球王府 大里間切 一九八四『聞得大君加  
那志様御新下日記』法政大学沖繩文化研究  
所、沖繩研究資料4。  
島袋源七(一九五〇)一九七一『沖繩の民  
俗と信仰』、谷川(編)叢書我が沖繩第四卷  
『村落共同体』三一書房。  
袋中(一六〇六)一九三六『琉球神道記』横  
山重(編)『琉球神道記』大岡山書店。  
玉城政美 一九七五『聞得大君御新下りの構  
造』『沖繩文化』12―1。  
鄭 秉哲(編)(一七四三)一九七一『球陽』  
桑江克英(訳・注)角川書店。  
山内盛彬 一九七一『聞得大君と御新下り』、  
谷川(編)叢書我が沖繩第四卷『村落共同  
体』三一書房。  
よきやのろくもい家(編)(二七九八)一九  
八二『よきやのろくもい伝来記』小島(校  
注)『神道大系』神社編52沖繩。
- 後記  
本稿脱稿後、泉万里氏の論考「海を渡った  
金の屏風」(『民族芸術』第一卷、一九九五)  
により、日本製の金屏風が十五世紀の琉球か  
ら明に向けた重要な朝貢品であったことを知  
った。本文中に引用した『おもろさうし』の  
「おもろ」に登場した金屏風も日本渡来のもの  
であった可能性がある。王城祭祀の祭場舗設  
に使用された金屏風については別稿で検討し  
てみたい。